

[資料]

1995年3月17日政令第174号

——イタリア保険法典（1）——

岡　田　豊　基

一　はじめに

1993年1月1日より単一市場となったヨーロッパ共同体は、その後、ヨーロッパ連合とその名称を代えるに至ったが、保険分野においては制定法の調整努力にもかかわらず、単一市場の問題点が残されている、との指摘がある。⁽¹⁾

このような中にあってイタリアでは、1995年3月17日に、生命保険に関するE C第3次理事会指令（n.92/96/CEE）と損害保険に関するE C第3次理事会指令（n.92/49/CEE）とをそれぞれ国内法化した、1995年3月17日政令第174号（以下、生命保険政令とする）と同第175号（以下、損害保険政令とする）とが制定された。この結果、生命保険に関する第1次理事会指令を国内法化した1986年10月22日法律第742号（生命保険事業に関する新法規）と損害保険に関する第1次理事会指令を国内法化した1978年6月10日法律第295号（損害保険事業に関する新法規）⁽²⁾は廃止されるに至った。

そこで、筆者はこれら二政令を翻訳することにより、保険監督法の比較法研究の一助となることを考えた。本稿は、前者（生命保険政令）の翻訳であるが、後者（損害保険政令）の翻訳は別の機会に譲ることとして、まず、二政令に共通の原則を概観した上で、前者に固有の原則を紹

介する。なお、二政令とも指令の指定期日から10ヶ月程遅れた1995年5月19日に施行された。

二 共通原則

本政令は、イタリア共和国内に本店を有する企業（内国企業）、他の加盟国内に本店を有する企業（域内企業）および非加盟国内に本店を有する企業（域外企業）に適用される（生命保険政令第2条、損害保険政令第2条（以下同じ））。

内国企業については第2章において、もはやヨーロッパ市場となった保険市場における事業開始の条件（第2節、第2節）および営業の条件（第3節、第3節）、ならびに商工省および私保険団体利益企業監督局（ISVAP）により講じられる措置が規定されている。この部分は、単一免許の原則を除いて、前掲の1986年法律第742号および1976年法律第295号の原則を継承している。

まず、事業経営の前提条件は、ISVAPによる行政上の免許の取得である（第7条、第9条）。この結果、当該企業はISVAPの監督に従って、免許で認められた全事業を統合市場において営むことができる。すなわち、企業は他の企業の支配権を獲得することができる。外国に特定の代理権を有した支店を開設し（営業所に関する事業活動。第42条以下、第52条以下）、さらに代理人を任命することができる。そして、各国内法で認められた販売チャネルを介して取引を行う当該国の中において、特別の代理権を持つ恒常的な組織を設置することなく、自己の保険商品を販売することができる（役務提供の自由に関する事業活動。第44条、第59条）。さらに国外において行なわれる企業の営業に対する唯一の制限は、各国内法との整合性（公益の保護）により構築される。

つぎに、役務提供の自由に関する事業活動のひとつとして、イタリア国内に本店を有し、かつ他の加盟国内に所在する支店を介してイタリア市場で展開される取引に関する、事業開始の条件と営業の条件とが規定

されている（第49条、第60条）。これは擬制（fictio）であるとの指摘がある。⁽³⁾ それによると、単一免許制度の下では、複数の活動拠点を介した事業の展開は合法かつ自由であるから、第49条および第60条の法的意義は不明確ということになる。

非加盟国内に本店を有する企業がイタリアで付与された免許の効果は、他の加盟国における営業には及ばない（第81条、第93条）。また、同企業は、営業所に関する事業活動のみが認められるにすぎない。

他の加盟国内に本店を有する企業は、イタリア市場において、営業所に関する事業活動（第69条、第80条）および役務提供の自由に関する事業活動（第70条、第81条）を営むことができる。本店所在加盟国の監督官庁の監督に服する場合には、ISVAPによる直接の監督を免れるが（第73条、第84条）、イタリア法の強行規定を遵守する義務を負う（第79条、第91条）。さらに、納税義務に関して、他の加盟国内に本店を有する企業は、イタリアの契約者との間で締結された保険契約に関する間接税の支払を代行させるのために、税務代理人を任命することが要求されている（第78条、第89条）。

イタリアの内国企業および他の加盟国内に本店を有する企業については、料率（生命保険、自動車責任保険）（生命保険政令第22条）および約款（同第72条）の事前認可義務が廃止され、保険約款の事前届出は強制保険について要求されているにすぎない。

非加盟国内に本店を有する企業については、免許の交付（第81条以下、第93条以下）、株式の保有取得、互恵主義の遵守（第107条、第121条）等に関して、その条件が旧法よりも厳格になっている。

契約に分野に関しては、契約者に対する十分な情報の提供を要求しており（第109条、第123条），さらに生命保険については契約者に申込撤回の権限を認めている（生命保険政令第112条）。

三 生命保険政令の固有原則

現在、人保険の分野（生命保険、傷害保険、疾病保険）を除いてはあらたな兼営免許は交付されない。ただし、イタリアの内国生命保険企業の営業開始条件として、部門分離経営の義務と、本政令施行期日前に兼営が認可されていた企業で、すでに営業している企業の責任において、当該義務の履行を保証するために従うべき基準が示されている（生命保険政令第21条。以下同じ）。

生命保険料率の決定は、各企業の自由裁量に委ねられているが、保険経理人の適切な算定に基づき、ISVAPの評価に服する（第22条）。また、技術的利率もまた、ISVAPの定めた最高限度および国債の返金利率の60パーセント以内で、各企業の自由裁量に委ねられている（第23条）。

料率および技術的利率の決定に関連して、数理的準備金の積立がある。その充足は保険経理人の評価に委ねられる（第24条以下）。保険経理人はISVAPとの関係において、法律の規則に従って、技術的準備金の算定原則を遵守することを担保する。すなわち、技術的準備金の算定を構成する統計上、財務上のかつ予測による要素を慎重に評価する。

保険経理人により算定された場合には、技術的準備金は企業の貸借対照表の相手科目となる資産を探さなければならない。技術的準備金の担保については、企業が法定の範囲内において選択した資産をもって構成する。すなわち、それには投資の対象、債権およびその他が法定されている。そして、資産の範疇ごとに、法定された最高限度額を遵守しなければならない（第26条）。

資産の評価に関しても慎重基準が遵守されなければならない。とりわけ外国の評価における資産について、通貨の適合原則の遵守が要求される（第28条）。さらに、1986年法律第742号の原則を踏襲した支払余力に関する原則（第33条以下）が重要である。

さらに、カピタリザシオンの営業（第40条）、および生命保険に付帯
4 (642)

した傷害保険および疾病保険の営業（第41条）に関する規定がある。

他の加盟国内に本店を有しながらも、イタリア国内に支店を設置していない企業は、イタリア国内において年金基金の運用に関する契約を締結することが禁じられている（第120条）。しかし、これはヨーロッパ連合法に法的根拠がなく、むしろ役務提供の自由の原則に抵触すると指摘⁽⁴⁾されている。

ISVAPの監督に服する営業は、イタリア国内に本店を有する企業および非加盟国内に本店を有する企業のそれであるが、これに対し、他の加盟国内に本店を有するゆえに、ISVAPによる監督の対象にならない企業は、本店所在加盟国の監督官庁により、前掲の規定に類似した国内法の適用を受ける。というのは、それらが同じ指令に基づいて制定されたものだからである。

注

- (1) Rorenzo Capotosi, *Introduzione alla nuova disciplina assicurativa italiana*, in Assicurazioni 1995, fascicolo speciale, pagg.99-100.
- (2) 両法の内容は、参照、拙訳『イタリア保険業法（1992年末現在）』（財）生命保険文化研究所・平成5年7月・1頁～99頁。
- (3) Capotosi, *op.cit.*, pag.91.
- (4) Capotosi, *op.cit.*, pag.94.

1995年3月17日政令第174号

(元受生命保険に関する1992年E C理事会指令第96号 (n.92/96/CEE) の実施) Decreto legislativo 17 marzo 1995, n.174 – Attuazione della direttiva 92/96/CEE in materia di assicurazione diretta sulla vita

第1章 総 則

第1条 (定義)

第2条 (目的)

第2章 共和国内に本店を有する企業に適用される規定

第1節 総 則

第3条 (適用範囲)

第4条 (保険相互会社に適用される規定)

第5条 (付表 I A項目に示された事業活動を営むことのできる会社の法形態)

第6条 (イタリア国内における直接活動による保有契約に含まれる契約)

第2節 事業開始の条件

第7条 (免許)

第8条 (免許の内容)

第9条 (免許交付の条件)

第10条 (資本金, 設立基金および機構基金の額)

第11条 (保険協同組合の持分および株式)

第12条 (事業方法書)

第13条 (技術的報告書)

第14条 (ISVAPへの技術的基礎の届出)

第15条 (他種目への免許の拡張)

第16条 (傷害・疾病種目の営業免許)

第17条 (免許の拒否)

第18条 (免許拒否の様式)

第19条 (免許の失効)

第3節 営業の条件

第20条 (監督)

第21条 (損害保険事業免許が同時に交付された企業に関する部門分離経営管理義務)

第22条 (料率の決定)

第23条（技術的利息）	関する特別規定)
第24条（技術的準備金）	第41条（傷害・疾病保険の営業条件)
第25条（技術的準備金の計算原則）	
第26条（技術的準備金の担保）	
第27条（技術的準備金担保資産の評価）	第4節 外国における営業所に関する事業活動と役務提供の自由に関する事業活動
第28条（適合の原則）	
第29条（最高限度額）	第42条（他の加盟国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件)
第30条（各契約種目に関する技術的準備金の特別原則）	
第31条（技術的準備金担保資産の登録）	第43条（ISVAPの通告義務と権限）
第32条（非加盟国内における役務提供の自由に関する事業活動に関連する技術的準備金）	第44条（他の加盟国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件)
第33条（支払余力）	
第34条（第33条第2項第7番・第8番を要素として支払余力に含めるための条件）	第45条（ISVAPの通告義務と権限）
第35条（支払余力の決定と算定）	
第36条（保証基金）	第46条（ISVAPの権限）
第37条（事業方法書の実施状況の監督）	第47条（契約に関する届出）
第38条（技術的基礎および保険約款の届出）	第48条（非加盟国内における営業所に関する事業活動と役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件)
第39条（経営者および株主の不適格性の発生）	
第40条（カピタリザシオン事業に	第5節 他の加盟国内における支店を介して共和国内で営まれる役務提供の自由に関する事業

第49条（事業開始の条件と営業の条件）	第63条（契約の取消および解除） 第64条（保有契約の包括移転） 第65条（企業の合併と分割） 第66条（強制清算の手続） 第67条（清算の効果） 第68条（未認可企業の強制清算）
第6節 商工省およびISVAPの措置	第3章 他の加盟国内に本店を有する企業に適用される規定
第50条（技術的準備金に関する規定の違反）	第69条（共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）
第51条（支払余力および保証基金に関する規定の違反）	第70条（共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）
第52条（再建計画および資金調達計画の執行状況に関する監督）	第71条（イタリア語の使用義務）
第53条（企業資産の拘束）	第72条（保険約款の届出）
第54条（免許の失効）	第73条（本店所在加盟国の監督官庁の監督）
第55条（免許の取消）	第74条（ISVAPの権限）
第56条（免許取消の様式）	第75条（営業保険料の通告）
第57条（被保険者および保険金請求権を有する第三者の利益を保護するための措置）	第76条（公示）
第58条（免許失効および取消の効果）	第77条（保有契約の包括移転）
第59条（任意清算）	第78条（税務代理人）
第60条（他の加盟国の監督官庁への通告）	第79条（公益に関する国内法規の遵守）
第7節 他の適用規定	第80条（損害保険の営業）
第61条（貸借対照表、計算書類および他の管理行為の執行）	
第62条（貸借対照表の承認）	

第4章 非加盟国内に本店を有する企業に適用される規定	件)
第1節 事業開始の条件	第96条 (料率の決定。技術的基礎および保険約款の届出)
第81条 (共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件)	第97条 (非加盟国内に本店を有する企業の共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する禁止事項)
第82条 (その他の免許交付条件)	
第83条 (事業方法書)	
第84条 (免許の拒否)	第3節 商工省およびISVAPの措置
第85条 (他種目への免許の拡張)	第98条 (技術的準備金および支払余力に関する規定の違反)
第86条 (傷害・疾病保険の営業免許)	第99条 (免許の取消および失効)
第87条 (他の適用規定)	第100条 (免許取消の効果)
第2節 営業の条件	第101条 (他の加盟国の監督官庁への通告)
第88条 (監督)	
第89条 (技術的準備金)	第4節 他の適用規定
第90条 (支払余力および保証基金の算定)	第102条 (貸借対照表、計算書類および他の経営管理の遂行)
第91条 (複数の加盟国内において活動する企業の優遇措置)	第103条 (貸借対照表の承認)
第92条 (優遇措置を適用する条件と制限)	第104条 (保有契約の包括移転)
第93条 (優遇措置を享受する企業に関する支払余力の算定)	第105条 (他の適用規定)
第94条 (事業方法書の実施状況の監督)	第5節 法人の設立および支配保有の取得に関する規定
第95条 (傷害・疾病保険の営業条	第106条 (非加盟国内に本店を有する企業の保険事業免許の取得,

および支配権の取得に関する通告)	第119条 (技術的準備金の算定および担保に関する規定)
第107条 (互恵主義の侵害)	第120条 (補完年金形態)
第 5 章 契約に関する規定	第121条 (現行の行政上の措置)
第108条 (契約に適用される法規)	第122条 (本政令の施行期日前に保険事業免許が交付された企業)
第109条 (契約者への情報提供)	
第110条 (割引)	
第111条 (契約者の契約解除権)	第 7 章 暫定規則および終則
第112条 (申込の撤回)	第123条 (本政令の施行期日前に営業所に関する事業活動を営んでいた企業)
第 6 章 保険事業の営業に関する法律の修正および補完	第124条 (本政令の施行期前に役務提供の自由に関する事業活動を営んでいた業)
第113条 (廃止)	第125条 (再保険へのリスクの譲渡)
第114条 (1991年1月9日法律第20号の修正)	第126条 (イタリア・リラのヨーロッパ通貨単位への換算)
第115条 (経営者の誠実性および専門性の要件)	第127条 (行政罰)
第116条 (他の加盟国の弁務官に関する証明)	第128条 (他の適用規定)
第117条 (資本金および基金に関する規定の違反)	第129条 (施行期日)
第118条 (本政令の施行期日前に認可された料率および保険約款)	付表 I 項目
	付表 2 契約者への情報提供目録

第1章 総 則

第1条（定義）

第1項 本政令の効果は以下に及ぶ。

- a) 加盟国：ヨーロッパ連合の加盟国；
- b) 非加盟国：ヨーロッパ連合の非加盟国；
- c) 企業：本政令付表I項目に定められた保険、またはその他の事業活動を営むすべての法人；
- d) 営業所：第70条第4項に定められた内容を考慮した企業の本店または支店；
- e) 契約：本政令付表I項目に定められた保険、またはその他の事業活動に関連する契約；
- f) 債務：契約から派生する債務；
- g) 営業所に関する事業活動：企業が加盟国内に所在する営業所を介して、当該国内に住所を有する契約者、または本店を有する法人との間で債務引受け契約を締結することにより行う事業活動；
- h) 役務提供の自由に関する事業活動：企業が加盟国内に所在する営業所を介して、他の加盟国内に住所を有する契約者、または本店を有する企業との間で債務引受け契約を締結することにより行う事業活動；
- i) 債務加盟国：契約者が自己の住所を有する加盟国、または契約者が法人の場合には、契約が関連する契約者の本店の所在する加盟国；
- l) 本店所在加盟国：債務を引き受けた企業の本店が所在する加盟国；
- m) 営業所所在加盟国：企業の営業所が所在する加盟国；
- n) 役務提供加盟国：債務が他の加盟国内に所在する営業所により引き受けられた場合の債務の存在する加盟国；
- o) 被支配会社：民法第2359条に定められた場合には、会社は支配

されているとみなされる。他の主体が、他の構成員との合意に基づいて議決権の多数を単独で支配する会社、または取締役の多数に関する任免権を有する会社は、つねに支配されているとみなされる。議決権の行使を規律する構成員間の合意は、議決権団体を構成する；

- p) 認定保有：ある企業が直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは第三者を介して、資本金または議決権の10パーセント以上を保有すること。議決権とは、1992年1月27日政令第90号第1条に定めたものをいう。さらに、前掲の制限を下回るが、支配権を有していないとはいっても、企業に対して重要な影響を及ぼす可能性を持つ場合もまた、認定保有とみなされる；
- q) 規制市場：加盟国内または非加盟国内に所在する、1993年5月10日E C理事会指令第22号（n.93/22/CEE）第1条第13項目に定義される金融市場。非加盟国内に所在する場合、当該市場は企業の本店所在加盟国により承認され、同等の要件を充足しなければならない。当該市場で取り引きされる金融商品は、当該加盟国の市場または同国の規制市場で取り引きされているものと同等の性質を有していかなければならない；
- r) 監督官庁：企業の監督任務を負担する各国の官庁；
- s) ヨーロッパ通貨単位（ECU）：ヨーロッパ連合の一般貸借対照表に適用される1977年12月21日財務規則およびその後の修正第10条で定義されたもの；
- t) 適合：特定の通貨で表されたまたは換金可能な資産により、その通貨で取り立てられる債務を表すこと；
- u) 現地保有：動産および不動産の事業活動が特定の国内に存在すること。債権は、それが取り立てられる国の中に保有されているものとみなされる；
- v) 危険保険金額：被保険者が死亡した場合に、主たる危険の数理

1995年3月17日政令第174号

的準備金を控除したうえで、保険金受取人に支払われなければならない額と同額の保険金額；

z) 損害保険政令：1992年EC理事会指令第42号（n.92/42/CEE）を受け入れた政令。

（参照：92年指令96号1条，86年法律742号3条b文・c文・d文，92年政令515号1条・3条）

第2条（目的）

第1項 本政令は、付表IA項目に示された保険および事業の営業を規律する。本政令は以下の事業に適用される。

a) 共和国に本店を有する企業が、共和国内において営む事業、他の加盟国内または非加盟国内において、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて営む事業、および他の加盟国内に所在する支店を介して、共和国内において役務提供の自由に基づいて営む事業；

b) 他の加盟国内に本店を有する企業が、共和国内において営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて営む事業；

c) 非加盟国内に本店を有する企業が、共和国内において営業所に関する事業活動に基づいて営む事業。

（参照：92年指令96号2条）

第2章 共和国内に本店を有する企業に適用される規定

第1節 総 則

第3条（適用範囲）

第1項 共和国内に本店を有する企業が、付表IA項目に示された事業活動に参入する場合、および同企業が共和国内、他の加盟国内ま

たは非加盟国内において前掲の事業を行う場合には、本章に定められた規定が適用される。

第2項 以下には本章の規定は適用されない：

- a) 国および地方公共団体、国庫省が法律に基づいて運営する公的保障機関、労働者または特定職種に関して、法的義務制度の中に含まれる保障および援助組織を管理運営する名称の付された制度、法人、金庫および基金；
- b) 以下の条件をも併有して営業している保険相互会社：
 - 1) 定款の中に、追加掛金の要求、給付金の減額または他の給付義務者との重複給付の可能性が記載されている場合；
 - 2) 付表I項目に示された事業種目に関する徴収掛金の年額が、連続した3事業年度にわたり、50万ヨーロッパ通貨単位に相当するイタリア・リラを超えない場合。連続した3事業年度内にその額を上回る場合には、本政令の規定は第4事業年度から適用される；
- c) 死亡のみを保障する法人で、現物給付される場合、または給付金額が、1986年12月22日共和国大統領令第917号で承認された所得税に関する統一法典第13条の2第1項d文に定められた基準に従って算定された死亡者の葬儀費用の半額を上回らない場合。

(参照：86年法律742号1条)

第4条（保険相互会社に適用される規定）

第1項 第3条第2項b文の保険相互会社には、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典に定められた生命保険事業に関する規定が、引き続き適用される。

第2項 第1項の会社は、付表IA項目の種目IおよびIIに含まれる事業のみを営むことができる。

1995年3月17日政令第174号

(参照：86年法律742号2条)

第5条（付表IA項目に示された事業活動を営むことのできる会社の法形態）

第1項 付表IA項目に示された事業活動を営むことができるのは、それぞれ、民法第2325条、第2514条および第2546条に基づいて設立された株式会社、有限責任協同組合および保険相互会社、ならびにヨーロッパ連合内において設立された前掲の法形態を有するヨーロッパ法人に限られる。

第2項 第1項の法人はその事業目的を、付表IA項目に示された保険事業、再保険事業およびこれらに関連した業務に限定しなければならず、その他いかなる商業活動をも営んではならない。ただし、その事業目的の中に、損害保険政令付表A項目に示された種目1（傷害）および種目2（疾病）に含まれる保険事業、ならびに再保険事業および関連業務をも含めることができる。

第3項 共和国内において、付表IA項目に示された事業をもっぱら外国で営むことを目的とした法人の設立は禁止される。

(参照：92年指令96号16条、86年法律742号4条)

第6条（イタリア国内における直接活動による保有契約に含まれる契約）

第1項 第7条に基づいて認可された企業が締結した契約はすべて、イタリア国内における保有契約に含まれる。ただし、非加盟国内に所在する代理店が締結した契約はこの限りではない。

(参照：86年法律742号6条)

第2節 事業開始の条件

第7条（免許）

第1項 付表IA項目に示された保険事業を営もうとする共和国内に

本店を有する企業は、私保険団体利益企業監督局（ISVAP）から免許を交付されなければならない。この認可措置はイタリア共和国官報に掲載されなければならない。

第2項 免許は共和国内および他の加盟国内または非加盟国内において効力を有する。当該企業は引き続き本章第4節の規定に従う義務を負う。

第3項 免許は、1972年10月26日共和国大統領令第641号およびその後の修正に添付された租税表第66条に定められた国家認可税の対象となる。

第4項 企業は認可措置がイタリア共和国官報に掲載されるまで、保険事業を開始することができない。

（参照：92年指令96号3条・4条・5条、86年法律742号7条）

第8条（免許の内容）

第1項 免許は付表IA項目に示された单一または複数の種目について交付される。企業が各事業の一部に限定した免許を申請しない限り、免許は申請種目に含まれる全事業に及ぶ。

第2項 付表IA項目及び種目I、IIおよびIIIに示された单一または複数の種目について交付された免許は、当該種目に含まれる保険を補完する意味において、人損害危険の保証を認める。

（参照：92年指令96号4条、86年法律742号8条）

第9条（免許交付の条件）

第1項 企業は免許を取得するためには、ISVAPに対して免許を申請しなければならない。この場合、企業が株式会社もしくは協同組合の場合には資本金について、または保険相互会社の場合には設立基金について、第10条に定められた額を下回らない額を所有していることを証明しなければならない。

第2項 企業は免許の申請書類に、以下の書類を添付しなければならない：

- a) 設立趣意書および定款の公正謄本。企業が元受保険の他に再保険を営業しようとする場合には、定款に企業が営もうとする各種目が記載されなければならない；
- b) 商業登記所において設立趣意書および定款の登記を行なったこと、ならびに民法の規定に従って関連登記を行なったことの証明；
- c) 経営管理、指示および監督任務の付与された人の名簿。この者は、ISVAPの提案に基づく適切な商工省令により指示された、誠実性および専門性の要件を充足していなければならない。
- d) 支配または認定保有に関する権限を、企業内において直接的または間接的に行使することのできる自然人または法人の名簿。保有については、その程度が示されることを要する。この者は、ISVAPの提案に基づく適切な商工省令により指示された誠実性の要件を充足していなければならない。この者が法人の場合には、当該法人の取締役、監査役および理事が前掲の要件を充足していなければならない。
- e) 実施しようとする事業方法書。それには第12条の要素を記載し、第13条の届出書を添付しなければならない。

第3項 申請企業はこの他に、ISVAPが要求する他のすべての書類を提出しなければならない。

第4項 免許の交付はこの他に、ISVAPによる企業定款の認可を条件とする。

(参照：92年指令96号5条・7条、86年法律742号9条)

第10条（資本金、設立基金および機構基金の額）

第1項 株式会社の資本金および保険相互会社の設立基金の額は、100

億リラを下回ってはならない。

第2項 有限責任協同組合について、その資本金の額は、第1項に定められた額の半額を下回ってはならない。

第3項 資本金または基金は、第1項および第2項に定められた最低限度額に至るまで金銭により出資され、全額払い込まれなければならぬ。

第4項 損害保険政令付表A項目に示された種目1（傷害）および種目2（疾病）を兼営しようとする第1項および第2項の法人は、前掲の他に、損害保険政令の定めた資本金または設立基金を有していなければならない。

第5項 第12条第1項C文の費用を担保するために必要な機構基金の最低限度額は、ISVAPにより一般的な方法で決定され、その措置がとられる。

いかなる場合においても、この最低限度額は、第1項および第2項の資本金の半額を超えることはできない。

（参照：86年法律742号10条）

第11条（保険協同組合の持分および株式）

第1項 付表Iに示された事業を営むために設立された協同組合の持分または株式の各限度額は、資本金の0.5パーセントを上回ることはできない。この限度額は、1951年4月2日法律第302号で一部修正の後、1971年2月17日法律第127号第3条により代替承認された、1947年12月14日臨時国家元首令第1577号第24条最終項の規定が適用される法人には適用されない。

（参照：86年法律742号11条、92年法律207号1条）

第12条（事業方法書）

第1項 事業方法書には以下の項目を記載しなければならない：

- a) 企業が引き受けようとする債務；
- b) 資本金、または保険相互会社の場合には設立基金を構成する資産項目；
- c) 経営管理および技術部門の創設費、中心および周辺部門の営業創設費、ならびに代理店および営業機構の創設費。さらに、資本金または設立基金の額を超えて、これらの経費に対応するために企業が保有する財源、ならびに機構基金を構成する財源；
- d) 企業が付保危険の再保険について受け入れようとする基準；

第2項 事業方法書にはこの他に、最初の3事業年度について、以下の項目を記載しなければならない：

- a) 財務状態の予測値の明示；
- b) 債務の負担および第33条以下の支払余力の担保に必要な財源予算；
- c) 企業が再保険事業の営業免許を取得しようとする場合には、元受保険事業費用、ならびに受再および出再保険事業費用の収益および経費の予測を種目ごとに詳細に示し、要約された予測成果貸借対照表を示した計画書。

(参照：92年指令96号5条・6条、86年法律742号12条)

第13条（技術的報告書）

第1項 事業方法書には技術的報告書が添付されなければならない。

その中には、事業方法書が作成され、かつ収益および経費に関する予測の基礎となった基準が示されなければならない。報告書は、専門家名簿に記載された保険経理人により署名されなければならない。

(参照：86年法律742号13条)

第14条（ISVAPへの技術的基礎の届出）

第1項 企業は免許が交付された後、ISVAPに対して、保険料算定に使用された技術的基礎の要素、および各料率の技術的準備金の要

素を届け出なければならない。届出の内容、様式および届出期間は、ISVAP が定める。

第2項 ISVAP は、受理した書類に基づいて、第1項の要素が本政令の規定に合致しているか否かを審査する。

第3項 第1項の義務の履行は、当該企業について事業活動の開始または継続の要件とはならない。

(参照：92年指令96号5条)

第15条（他の種目への免許の拡張）

第1項 付表ⅠA項目に示された单一または複数の種目の営業について、すでに免許を交付された企業が同項目に示された他の種目にその事業を拡張しようとする場合には、第7条に定められた形式および様式で、当該種目に関して ISVAP により認可されなければならない。

第2項 拡張免許を取得するためには、企業は第10条の資本金または設立基金を完全に保有していること、第33条の支払余力および保証基金に関する規定を遵守していること、ならびに技術的準備金に関する規定を遵守していることを証明しなければならない。新種目の営業について、第36条に基づいてすでに担保している額以上の保証基金が定められている場合には、企業はこの他に、最低限度額を保有していることをも証明しなければならない。

第3項 拡張免許の申請書には、承認された最新の貸借対照表、および免許拡張を申請している新種目の営業について、第12条の規定に従って作成された事業方法書を添付しなければならない。この場合、第13条の規定が適用される。

第4項 本条の規定は、第8条第2項に基づいて制限された免許を得した後に、認可種目に含まれる他の業務にその事業を拡張しようとする企業にも適用される。

1995年3月17日政令第174号

(参照：92年指令96号5条・6条、86年法律742号14条)

第16条（傷害・疾病種目の営業免許）

第1項 損害保険政令付表A項目に示された種目1（傷害）および種目2（疾病）に含まれる保険を兼営しようとする企業は、それについて、当該政令に定められた内容に準拠した免許が交付されなければならない。

(参照：92年指令96号16条)

第17条（免許の拒否）

第1項 第5条および第9条第1項・第4項に定められた要件が充足されていない場合、ならびに以下の場合には、免許は交付されない：

- a) 第9条第2項・第3項に定められた書類が提出されていない、または不完全な内容、もしくは不適切な様式で提出された場合；
- b) 資本金または設立基金を全額払い込んだことが証明されていない場合；
- c) 機構基金の適切な積立が証明されていない場合；
- d) 経営管理、指示および監督任務の付与された人が、第9条第2項c文の命令で示された要件を有していない場合；
- e) 企業内において支配または認定保有の権限行使する法人の取締役、監査役および理事が、第9条第2項d文の命令で示された要件を有していない、または、企業の健全かつ慎重な経営を保証しない場合；
- f) 事業方法書が、保険企業の公正な経営に必要な財務要件および技術的規律を充足していない場合；

第2項 本条の規定は、別段の取り決めがない限り、新種目の営業に関する免許拡張の申請についても適用される。

(参照：92年指令96号7条、86年法律742号15条)

第18条（免許拒否の様式）

第1項 免許の拒否は、ISVAPが企業の利害関係者に対して理由を明記した命令を通告することによりなされる。その通告は、第9条、第12条および第13条に定められた書類を完全に具備した免許申請書を提出した日、またはISVAPの要求した補足書類および説明書類を提出した日から6ヶ月以内に、受領通知付きの書留郵便によってなされる。

第2項 ISVAPが意見を表明することなく第1項の期間が経過した場合には、免許は拒否されたものとみなされる。

（参照：86年法律742号16条）

第19条（免許の失効）

第1項 事業の免許交付措置がイタリア共和国官報に掲載された日から1年以内に保険の営業を開始しなかった企業は、その免許を失う。

第2項 第1項の期間内に企業が認可種目の一部のみの営業を開始した場合には、企業は営業していない種目について、その免許を失う。

第3項 免許の失効は、ISVAPがイタリア共和国官報に掲載される措置により宣告される。

（参照：92年指令96号13条、86年法律742号17条）

第3節 営業の条件

第20条（監督）

第1項 本章の企業は、共和国内において営まれている事業活動、他の加盟国内において、営業所に関する事業活動および役務提供の自由に関する事業活動に基づいて営まれている事業活動について、ISVAPの監督に服する。

第2項 ISVAPは第1項の企業に対して、本政令により明確に廃止されていない、または本政令と矛盾しない法律規定および規律によ

り付与されている全監督権限を行使する。

第3項 ISVAPの監督権限には、企業の資産状況および財務状況の恒常的な監督の中に存在する会計監督が含まれる。とくに営まれている事業に十分な支払余力の保有、および数理的準備金を含む技術的準備金の保有、第21条に規定されている限りにおいて、本政令の規定に一致した完全な補償を行うために適切な資産の確保に関する監督が含まれる。

第4項 第1項の企業は、適切な経営管理および計算機関が設置されていなければならず、内部監督に関する適切な手続を備えていなければならない。この監督に関して、企業の組織は、データに関する正確な報告書、とくに保険経理人の権限の評価に必要な企業の経費、およびその予測変化に関する報告書を承認するために、保険経理人の協力を必要とする。

第5項 ISVAPは、非加盟国内において営業所に関する事業活動および役務提供の自由に関する事業活動に基づいて事業を営んでいる第1項の企業が、これらの事業活動をも考慮した十分な支払余力、および事業活動において引き受けている契約に適切な技術的準備金を有していることを監督する。

(参照：92年指令96号8条)

第21条（損害保険事業免許が同時に交付された企業に関する部門分離経営管理義務）

第1項 本政令の施行期日に、付表IA項目の保険種目の他に損害保険政令付表A項目の単一または複数の種目を引き受けている企業は、ふたつの事業活動に関して、分離した経営管理を行う義務を負う。

第2項 分離した経営管理を行うために、企業は以下の義務を負う：
a) 各事業に関連する債務の履行に向けられている資本金、または設立基金、機構基金および準備金の程度を定款の中に明記する；

- b) 計算および経営管理の要点およびその結果、ならびに本政令および損害保険政令に定められた支払余力の保有が明記された各計算書類を事業別に保有する。とくに、成果貸借対照表のすべての記載事項は事業別に区別されなければならない。ただし、ふたつの事業に共通な要素は、分離基準に従って計上されなければならない。これらの基準はISVAPに届出されなければならず、その適合性が判断される。
- c) 各事業活動に特別な支払余力の構成要素を、適合した経営管理の支払余力に帰属させる。

第3項 第2項の義務を履行した企業は、ISVAPに適宜届出ることにより、ひとつまたは他の経営管理に関して保有している支払余力の明瞭な要素を使用することができる。ISVAPは、生命保険契約および損害保険契約の保険契約者および保険金受取人の各利益が侵害されないように監督する。

第4項 本政令に基づいて、第33条第2項の企業の純資産の構成要素は明瞭な要素とみなされる。

第5項 本政令の規定は、本政令の施行期日以後に、付表IA項目の保険種目の他に、損害保険政令付表の種目1（傷害）および種目2（疾病）を同時に引き受けている企業についてもまた適用される。当該企業は免許交付日に進行中の貸借対照表を作成し、第2項b文の義務を履行しなければならない。

（参照：92年指令96号16条、86年法律742号30条）

第22条（料率の決定）

第1項 本政令付表I項目Aの保険および活動に適用される保険料は、個々の新料率に関して、保険経理人の適切な予測に基づいて算定されなければならない。その場合、保険経理人は、経費および保険契約者に対して引き受ける債務に対応すること、そしてとくに各契約

に必要な技術的準備金を積み立てることについて、保険料およびその収入に依拠しながら、企業に対して承諾を与える。この場合、企業の財務状況が考慮されなければならない。ただし、保険料の支払から派生しない資産を体系的かつ恒常的な方法で採用することを要しない。

第2項 保険経理人の予測は、ISVAPが付与した規定の第23条第1項の措置に定められた制限、およびISVAPの承認した保険経理原則の適用規則を考慮して決定されなければならない。さらに、前条第4項の指標も考慮される。

第3項 保険料の算定の基礎となる予測の評価は保険経理人に帰属し、企業に保管される技術的報告書の項目となる。

第4項 保険料率および収入に関係しない資産に対して体系的かつ恒常的に依拠する場合には、ISVAPは、当該状況をもたらした契約種目の新たな引受を禁止することができる。

(参照：92年指令96号19条)

第23条（技術的利息）

第1項 ISVAPは自己の措置により、利息を保証する契約について国債の平均利息の60パーセントを上回らない最高利息を決定する。

第2項 ISVAPは第1項の契約について、この他に、第1項の措置により、契約書に明示された通貨に従ってより高い利息を決定することができる。その場合、個々の利息は、通貨が契約書に明示された国債の平均利息の60パーセントを上回ってはならない。ECU建の契約の場合には、その利息はECU建のヨーロッパ連合の債券に関連する。

第3項 ISVAPが加盟国の通貨で示された契約に関して最高利息を決定する場合には、事前に当該国の監督官庁に相談する義務を負う。

第4項 前掲の範囲で利息を決定する企業は、誠実の原則を遵守しな

ければならない。

第5項 ISVAPは、第1項の措置を講じることによって、契約の特別の範疇について、第1項および第2項の最高利息に反して最高利息を有する別の価値を定めることができる。ISVAPはこの他に、一時払い保険契約または償還のない短期の終身定期年金契約につき、特別の制限を定めることができる。その場合、負担は資産の対応する源泉の中で保証される。

第6項 ISVAPが第5項の権限を行使する場合には、企業は契約書に明示されている通貨および保有契約に存在する対応資産を考慮して、採用すべき適切な利息を選択することができる。いかなる場合においても、使用される利息は、進行中の会計原則および事前の適切な減額を考慮して算定された保証資産の収益を上回ることができる。

第7項 ISVAPが本条に基づいて決定した最高利息は、ISVAPによりヨーロッパ連合に通告されなければならない。そして、要請に応じて他の加盟国の監督官庁に通告されなければならない。

(参照：92年指令96号18条)

第24条（技術的準備金）

第1項 企業はイタリアの保有契約に関して、引き受けた債務の保証に十分に対応するために、数理的準備金を含めた技術的準備金を積み立てなければならない。これらの準備金は、第25条に定められた保険経理原則を基にして、出再も含めて積み立てられなければならない。この場合、ISVAPが付与した規定の第23条第1項の措置、およびISVAPにより承認された保険経理原則の適用規則を考慮する。

第2項 技術的準備金の充足の評価は保険経理人がこれを行う。この者は、適宜、企業に必要な介入を認める目的において、継続的な方

法によって監督権限を行使する。このために保険経理人は、直接、企業の理事または役員に対し、その時点において第3項の技術的報告書の作成にあたり遵守すべき原則に基づき技術的準備金の充足状況の判断を妨げる可能性のある条件の存在を、適宜、通知する義務を負う。企業はかかる報告の原因を排除したり、この報告に賛成しない場合には、その指摘を受理した日から30日以内にISVAPにその旨を届け出なければならない。

第3項 企業の貸借対照表には、技術的報告書が添付されなければならない。その報告書には、保険経理人が、技術的準備金の算定に関し採用された技術的基礎を引用した上で、実施された手続および実行された評価を分析的な方法で記載しなければならない。場合によつては、含み評価およびそれに関する理由を記載した特別な書類を添付する。そして、当該手続の正当さを明示し、準備金の算定および保有契約の正確な測定に採用された手続に関して、実行された監督を届け出なければならない。さらに、追加的準備金を含めた技術的準備金の完全な充足を表示し、その旨を貸借対照表に記載しなければならない。

第4項 企業はISVAPに対して、定期的にかつISVAPの定めた基準に従って、技術的準備金の算定に際して採用された利息以外の技術的基礎、およびその直接的な結果との比較を届け出なければならない。

第5項 付表I B項目に示された付帯保険については、損害保険政令第23条以下に定められた技術的準備金が積み立てられなければならない。

付表I A項目に示された事業を営む保険企業の収益を決定する場合には、本条の技術的準備金を第25条に定められた原則を適用した場合に派生する金額まで積み立てるため、または、第25条の規定に準じて前掲の準備金を補完するまで積み立てるために充当された積

立金は控除される。

(参照：92年指令96号18条、86年法律742号31条)

第25条（技術的準備金の算定原則）

第1項 数理的準備金を含めた技術的準備金は、十分に慎重な予測に基づく保険経理方法で算定されなければならない。その場合、進行中の各契約について定められた条件に準じて、企業の将来の全債務を考慮する。その中には、以下が含まれる；

- a) 解約返戻金および契約で保証された将来の利益配当金を含む全給付金；
- b) 保険契約者が個人または団体として有する利益配当金。この配当金がいかに確定、宣告または割り当てられるかは問わない；
- c) 保険契約者が契約締結時に有する全選択権；
- d) 手数料を含めた、企業の事業活動経費。

算定のためには、徴収されるべき保険料が考慮されなければならない。

第2項 企業は過去法を採用することができる。ただしこの方法が、慎重な予測的計算に基づく保険経理方法で算定される準備金を下回らない準備金を生じさせる場合、または準備金が関連する契約の類型について将来法の適用が不可能である場合に限られる。

第3項 技術的準備金は各契約ごとに分離して算定されなければならない。ただし、全契約ごとに実行される算定につき、ほぼ同じ結果がもたらされそうな場合には、第24条第3項の報告書に記載するにあたり、合理的な近似値または概数の使用が認められる。この分離計算の原則は、一般的な危険に対する追加的準備金の積立を妨げない。

第4項 慎重な評価にあたり、きわめて慨然的に考慮された予測に基づいて算定された評価を行ってはならず、考慮される要素の不都合

な変数を介して、合理的な余力をも考慮した評価を行わなければならない。評価方法は慎重でなければならぬうえに、準備金を担保する資産の評価基準をも考慮しなければならない。

第5項 進行中の契約の技術的準備金の評価の際に使用される利率は、慎重な基準に従って選択されなければならない。その値は、第23条第1項に定められた措置を基にして定められた対応利率の値を超えてはならない。

第6項 保険事故に関連する分析要素、とくに死亡率表・高度障害率表は慎重な基準で選択されなければならない。その場合、企業の経験および外部資料を基にしてなされた測定を基礎として、この他に、債務加盟国および保険種目を考慮しなければならない。

第7項 第1項a文に定められたものとは異なる利益配当を行う契約の場合、技術的準備金の評価方法は、将来の展開に関する推測および利益配当の保険経理方法に関連させて、明示的にも黙示的にも将来の利益配当を考慮しなければならない。

第8項 将来の経費に関する準備金は、慎重な評価に基づいて負担すべき事業経費および手数料を考慮しなければならない。それはまた、全体の準備金を算定するにあたり、企業の将来の予測される経費の将来の正味保険料が考慮される場合のように、黙示的に積み立てられる。

第9項 契約の総準備金の算定方法は、ひとつまたは複数の構成要素に関する黙示的評価をも考慮するが、慎重な評価によって到達する準備金を下回る準備金を生じさせてはならないし、1年ごとに非継続的または裁量に基づく方法に変更してはならず、契約期間を通じて適切な方法で利益配当を生じさせるものでなければならない。

第10項 解約返戻金付きの保険契約に関する技術的準備金は、いつにても解約時の解約返戻金の額を下回ってはならない。

第11項 準備金を担保する資産評価が、第4項に基づいて新契約費用

の基準によって行われる場合には、保険経理の将来法により、技術的準備金の評価が慎重に行われなければならない。第1項に定められた給付金を評価する場合には、保険料の算定に関する本政令の規定を遵守したうえで、採用されている技術的基礎に従う。その結果、将来の利益配当は考慮されない。

第12項 第23条第1項の手段により定められた利率が、利率期間を通じて進行中の契約に関して引き受けられた債務負担額を下回り、かつ、かかる準備金を担保する資産の現在または予想収益率が5分の1に減少し、債務負担額を下回る場合には、第11条に基づいて評価される技術的準備金は、企業が追加的準備金を積み立てることにより補完されなければならない。予想収益率は、将来の取得資産に関連し、ISVAPが提示した特別の指標に一致して、企業により決定されなければならない。さらに、第24条第4項に定められた比較に基づいて、技術的基礎に不都合な偏差が生じるゆえに、採用された会計基礎を考慮しても準備金の総額が前掲の慎重な基準に合致しない場合には、追加的準備金が積み立てられなければならない。追加的準備金の積立は、第24条第3項の報告書の中に詳細に記載されるべき項目である。本項第1文および第3文で考察された偏差が存在するゆえに追加的準備金の積立のための要素が存在しない場合には、保険経理人はその報告書の中で、評価基準および検討内容を明確に特定しなければならない。

第13項 第5項および第11項の原則に違反する場合には、第10項に規定されている限り、ISVAPは企業に対し、例外的に24ヶ月を超えない期間を定めた上で、技術的準備金を算定する際に、事前に定められた率を上回る利率を採用するように認めることができる。ただし、直前に発行された国債の平均利息の上昇が、金融資産の重要な小価値を与え、技術的準備金の減少額が当該準備金を担保する資産につき、1年間にわたり計算された小価値の額を上回らない状況を

生じられる場合に限られる。

第14項 第24条第4項の比較または他の判断材料から生じる補強の根拠が存在する場合には、ISVAPは企業に対し、より慎重な技術的基礎に基づいて、準備金の補完または追加的準備金の積立を命ずることができる。本政令に定められた他の方法が講じられる場合には、この限りではない。

第15項 企業はISVAPの定めた方法に従って、技術的準備金の評価について使用された方法および基礎を公表しなければならない。

(参照：92年指令96号18条)

第26条（技術的準備金の担保）

第1項 第24条の技術的準備金は、第28条の規定を遵守して、企業の所有資産で担保されなければならない。資産を選択する場合には、企業は引き受た債務の類型、および投資の安全性、収益性および市場性を保証する基準を考慮し、それぞれが適切な多様性を有し、かつ分散するような措置を講じなければならない。

第2項 企業は技術的準備金を積み立てる場合の資産を、以下の類型に限定することができる：

a) 投資：

1) - 1989年E.C理事会指令第647号(n.89/647/CEE)のA区域に属する国が発行または保証した債券、または地方公共団体、加盟国の公法人、そして／またはひとつもしくは複数の加盟国で活動している国際機関の発行した債券；

- 規制市場で取り引きされている債券もしくはその他の類似証券、または、正当に認可された監査法人により3年間以上にわたり承認された貸借対照表を有する法人もしくは金融機関が発行した債券もしくはその他の類似証券；

- 残り期間が1年未満のその他の債券または類似の証券；

- 金融機関で証券の買戻および寄託義務のある短期証券、および金融機関で実行または交付される銀行引受；
 - 1994年1月13日法律第43号の融資手形；
 - ISVAPの一般的措置により確認される通貨市場および金融市場におけるその他の証券。この場合、ISVAPは、技術的準備金を構成する資産に関連して、オプション、先物、スワップという派生的商品の使用および評価基準をも示す；
 - 2) 不動産抵当貸付、および抵当権付き貸付または銀行もしくは保険会社の保証した貸付、または国内の地方公共団体の設定した、その他の適切な担保による貸付；
 - 3) イタリア銀行の持分、協同組合または株式会社の持分、規制市場で取引されるワラント、または正当に認可された監査法人により3年間以上にわたり承認された貸借対照表を有する法人の発行するワラント；
 - 4) 豪華でない住宅建設のために使用する、または事業に使用する、または農業に使用する不動産の建設または管理会社で、保険企業が資本金の50パーセント以上を保有する不動産会社への資本参加。この場合、被支配会社の資本金の持分、および不動産会社の貸借対照表に記載された純負債の総額に比例して定められた不動産の帳簿価格を上限として、貸借対照表に記載された額による；
 - 5) 有価証券および他の投资基金における集合投資の持分；
 - 6) 抵当権の設定されていない土地、建物および不動産財産権；
- b) 債権：
- 1) 総額の90パーセントまで正当に裏付けられる再保険者が負担する技術的準備金の持分を含めた、再保険者に対する総債務量の債権；
 - 2) 総額の90パーセントまで正当に裏付けられる、出再企業に対

する総債務量の預託金および債権；

3) 元受業務および再保険業務により発生し、3ヶ月以内に有効に請求することのできる、保険契約者および仲介人に対する総債務量の債権；

4) 前納保険料；

5) 有効に保証され、または保証のために定められた期間が経過した納税に対する債権；

6) 保証基金に対する債権；

c) その他：

1) 土地および建物以外の企業の業務手段となる有形固定資産。

その金額は、償却基金により訂正された貸借対照表の価格の30パーセント以内とする；

2) 土地および建物以外の企業の業務手段とならない有形固定資産。慎重な評価で、貸借対照表の価格の10パーセント以内とする；

3) 銀行預金；他の金融機関または監督官庁により預金を受け入れる免許を交付された他の機関への総債務量の預金；

4) 総額の90パーセントを限度として、数理的準備金の算定基準に基づいて繰り延べすべき新契約費；

5) 技術的準備金の担保に必要な証券に対する未収利息、および総額の30パーセントを限度として算定される未収賃貸料；

6) 将来享有権。

第3項 技術的準備金の担保のために、いつにても以下の原則が遵守されなければならない：

a) 企業、国、国際機関、地方公共団体または自然人に対する貸付は、担保が借主の法的地位、抵当権、銀行保証もしくは保険企業により与えられた保証またはその他の形態の担保のいずれかに基づいて、その安全性に関して十分な保証がある場合にのみ、技術的準備金の担保として受け入れられる；

- b) 技術的準備金を担保する資産に関連したオプション、先物およびスワップのような派生商品は、投資危険の減少に寄与する場合、または効率的な保有契約管理を行う限度においてのみ利用することができます。それら商品は慎重な基準に基づいて評価されなければならず、その基礎資産の評価において考慮されることがある；
- c) 規制市場において取り引きされない有価証券は、短期間で現金化される場合、または1979年3月5日E C理事会指令第267号(n.79/267/CEE)第8条で定められた形態で設立された金融機関、保険法人において、または加盟国内に本店を有する投資会社において保有される場合に限り、技術的準備金を担保するものとして認められる；
- d) 債権は、債務者に対する債務を控除した後に限り、技術的準備金を担保するものとして認められる；
- e) 技術的準備金を担保するものとして認められた債権の価値は、現金化されない部分のリスクを考慮して、慎重な基準に基づいて算定されなければならない。とくに元受保険事業および再保険事業により生じた保険契約者および仲介人に対する債権は、有効に未払期間が3ヶ月以内の場合に限り認められる；
- f) 繰延新契約費は、数理的準備金の算定が整合性を有する範囲においてのみ、技術的準備金を担保するものとして認められる。

第4項 ISVAPは、ひとつまたは複数の資産につき第3項の原則が遵守されていないと判断した場合には、当該企業に対し、技術的準備金の担保に充当される資産の一部または全部につき許可できない旨を通告する。

第5項 第1項にかかわらず、例外的状況において、かつ保険企業の理由を明示した申請により、ISVAPは一時的な方法をもって、他の範疇の資産で技術的準備金を担保することを認可することができる。

第6項 保有資産が保険企業の投資の全部または一部をその保険企業に代わって行っている被支配企業に対する投資を含む場合には、ISVAPは本条に定める規定および原則を正当に適用する場合、被支配会社が保有している基礎資産を考慮する。

第7項 イタリアの保有契約に含まれる契約については、企業はひとつまたは複数の加盟国内に、技術的準備金を担保するための資産を確保することができる。

第8項 企業の申請により、ISVAPは非加盟国内に第7項の資産を確保するように認可することができる。

第9項 第7項および第8項の規定に違反した場合、技術的準備金を担保するため設定された被保険者に対する債権の確保は、第125条に規定されている場合を除き免除される。

(参照：92年指令96号18条・20条・21条、86年法律742号32条)

第27条（技術的準備金担保資産の評価）

第1項 技術的準備金を担保するための資産は、契約獲得による契約上の債務、およびその都度修正された内訳を考慮して算定されなければならない。

第2項 第1項の資産評価は、未発生の保険事故を考慮した慎重な基準に基づいて行われなければならない。とくに土地および建物以外の不動産については、慎重な減価償却に基づいて評価された場合に限り、技術的準備金を担保するものとして認められることができる。

第3項 ISVAPは、第1項および第2項の規定を適用する場合には、自己の措置をもってより詳細な規則を定める。

第4項 保険企業は、資産要素の評価を支払余力の積立要求に合致させるために、民法第2423条の2最終項に基づいて、その都度、当該評価基準を遵守しないことが認められる。企業はこの規定を援用する場合には、貸借対照表の貸方に適切な追加的基金を記載しなけれ

ばならない。その基金は、使用された評価基準に基づいて資産に付けられた価格と資産の最新簿価との差額で構成される。

第5項 企業はISVAPに対し、不動産に付けられた最高価格が、市場価格を超えないということを証明する書類を提出しなければならない。この書類が提出されなかった場合には、最高価格は支払余力の担保の効果において承認されない。

第6項 追加的基金に記載された額は、法人の課税収益額の決定に収斂しない。ただし、それが資本の減少によっても構成員に償還されない場合には、この限りではない。

(参照：92年指令96号18条・20条・21条、86年法律742号32条)

第28条（適合の原則）

第1項 保険金が特定の通貨で表示される場合には、保険者の債務証券は当該通貨で請求されるものとみなされる。

第2項 保険企業は適合の原則を配慮して、技術的準備金の担保に備えなければならない。ただし、以下の場合にはこの原則は適用されない：

- a) 適合の原則を適用する場合で、他の通貨で表示される資産の7パーセントを超えない金額について、特定の通貨で表示される資産を有しなければならない場合；
- b) 保険金給付請求が非加盟国の通貨で請求される場合で、当該通貨による投資が規制対象であるか、もしくは当該通貨の移転が禁止されている場合、またはその他の理由により当該通貨が技術的準備金の担保に適切でない場合；
- c) 特定の通貨で請求された債務証券の20パーセント以内。この場合、別の通貨で表示された資産の全体が、別の通貨で請求された債務証券の全体と同額でなければならない。

第3項 債務証券が加盟国の通貨で請求された場合には、企業はECU建で評価された資産をもって、技術的準備金の担保を提供すること

ができる。

第4項 ドラクマ、アイルランド・ポンドおよびポルトガル・エスクードの適合に関しては、担保に供された資産の総額は1998年12月31日まで200万ECUを超えることはできない。

第5項 ベルギー・法兰、ルクセンブルク・法兰およびペセタの適合に関しては、担保に供された資産の総額は1996年12月31日まで200万ECUを超えることはできない。

(参照：92年指令96号18条・付表I，78年法律295号31条の2・31条の3)

第29条（最高限度額）

第1項 各企業は第24条の技術的準備金を担保する資産に関し、以下の割合を超える投資を行うことができない；

a) 一区画の土地もしくは建物、または実質的にはひとつの投資としてみなされる程互いに近接している複数区画の土地もしくは建物については、技術的準備金の総合計の10パーセント；

b) 総合的に考慮された以下の資産については、技術的準備金の総合計の5パーセント：

1) 同一企業の発行する株式、および株式、債券、債務証券ならびにその他の短期金融市場証券として取り扱われるその他の流通性のある有価証券。ただし、投資額が発行会社の資本金の20パーセントを超えないものとする；

2) 国もしくは地方公共団体に対して認められている貸付、またはひとつもしくは複数の加盟国が構成員となっている国際機関に対して認められている貸付を除く貸付を合算して、同一の借主に対して認められている貸付。

技術的準備金の総合計の5パーセント以上を投資している各発行体および借主の貸付または証券に対する投資が、技術的準備金の合

計額の40パーセントを下回る場合、前掲の制限は10パーセントまで引き上げることができる；

- c) 規制市場において取り引きされていない株式、株式として取り扱われるその他の有価証券または債券については、技術的準備金の総合計の10パーセント。

第2項 第1項の制限が規定されていない場合、ISVAPは自己の措置をもって、資産の単一範疇に関する投資の最大限度額、および当該資産の投資基準に関する別段の措置を講ずることができる。この措置は以下の原則に従って行われなければならない：

- a) 技術的準備金を担保する資産は、特定範疇の資産、特定投資市場または特定投資に過度に依存しない方法で十分に多様化され、分散されなければならない；
- b) 資産の性質または発行者の格付けに関係なく高いリスクを持つ資産への投資は、慎重水準に制限されなければならない；
- c) 保有資産が被支配会社に対する投資を含む場合、本条に定める規則および原則を適用する際に、被支配会社により保有されている基礎資産を考慮しなければならない；
- d) 非流動性資産に属する技術的準備金を担保する資産の割合は、慎重水準に制限されなければならない；
- e) 資産が一定の金融機関への貸付または金融機関の発行する債券を含む場合には、本条に含まれる規則および原則を適用する際、これら金融機関の保有する基礎資産が考慮することができる。この取扱いを適用することができるのは、金融機関が加盟国内に本店を有し、当該国および／または当該国の地方公共団体によりすべてが所有され、基本定款に基づいて、その事業が仲介人を通して国もしくは地方公共団体への貸付、または国もしくは地方公共団体により保証された貸付の拡大、または国もしくは地方公共団体と密接に結びついている機関への貸付により構成される場合に

限られる。

- f) 企業に対して資産の特定の範疇において投資を実行するように強制することはできない。

第3項 第2項を適用する場合、ISVAPは技術的準備金の担保を目的とする以下の資産の使用について、より制限的な基準を使用する：

- a) 1985年EC理事会指令第611号(n.85/611/CEE)に基づいて調整されていない有価証券へ集合投資を行う事業者(OICVM)の持分、および同指令に基づいて調整されたOICVM以外の投资基金の持分；
- b) 規制市場で取り引きされていない証券；
- c) 1989年EC理事会指令第647号(n.89/647/CEE)に規定するA区域に属する国、地方公共団体もしくは企業が発行したもの以外か、または加盟国の1カ国も構成員となっていない国際機関が発行する債券、債務証券およびその他の金融市場証券。

第4項 例外的でかつ企業の請求があった場合には、ISVAPは一時的にかつ理由の示された決定に基づき、第2項に定められた規定に違反することを認めることができる。ただし、第26条第1項の原則の原則についてはこの限りではない。

第5項 ISVAPは以下の条件が充足される場合には、加盟国内に本店を有する金融機関により発行された債券について、第1項b文の限度額を40パーセントまで引き上げることができる：

- a) 法人が法規に基づいて当該債券の所有者を保護することを意図した、特別の公的規制の対象となる場合；
- b) この債券の発行により集められた金額は、債券の有効期限の全期間にわたって、債券に付属する請求権を担保することができ、かつ発行者の経営破綻時には、元本の償還および既発生利子の支払のために優先的に使用される資産に、当該加盟国の法律に基づき投資されなければならない。

(参照：92年指令96号22条、86年法律742号33条)

第30条（各契約種目に関する技術的準備金の特別原則）

第1項 保険契約によって提供される給付が、OICVMの持分価額または保険企業が保有する内部基金に含まれる資産の価額と直接結びついている場合には、当該契約に関する技術的準備金は、OICVMの持分により、または一定の持分に細分されている場合には当該資産により、または基金を構成する資産により、できる限り厳密に表示されなければならない。

第2項 保険契約によって提供される給付が、第1項に規定されるものの以外の株式指数またはその他の参照値と直接結びついている場合には、当該契約に関する技術的準備金は、参照値を表している持分により、または持分が設立されていない場合には、特定の参照値がその基礎としている資産とできる限り厳密に対応している、適切な安全性および市場性を備えた資産により、できる限り厳密に表示されなければならない。

第3項 第26条第1項および第29条は、第1項および第2項の給付と直接結び付いている債務に対応させるために保有されている資産に対しては適用されない。第29条の技術的準備金に関する規定は、かかる債務に関する技術的準備金を除いた技術的準備金を対象とする。

第4項 第1項および第2項の契約によって提供される給付が、投資成果についての保証または他の保証された給付を含む場合、対応する追加的技術的準備金には第26条および第29条が適用される。

第5項 第28条の規定は、前項までの契約から派生する債務には適用されない。

(参照：92年指令96号23条)

第31条（技術的準備金担保資産の登録）

1995年3月17日政令第174号

第1項 企業は第24条の技術的準備金担保のための資産が記載された帳簿を備え置かなければならぬ。

第2項 企業はISVAPの措置で認められたひな型に準拠して編集された適切な一覧表を使って、ISVAPに対し、帳簿に記載された前掲資産状況を3ヶ月ごとの営業終了時から1ヶ月以内に届け出なければならない。

第3項 各資産の出納は、毎月、かつ前月の記載日から30日以内に帳簿に記載されなければならない。

第4項 登録は情報サポートを使用しても行うことができ、かつ民法第2421条最終項および他の現行法規の規定に合致しなければならない。

第5項 第1項の帳簿に記載された技術的準備金を担保する資産は、技術的準備金が関連する契約により企業が引き受けた債務の履行にもっぱら使用されるように、留保される。

(参照：86年法律742号34条、93年法律68号12条)

第32条（非加盟国内における役務提供の自由に関する事業活動に関する技術的準備金）

第1項 非加盟国内に所在する支店により引き受けられた債務について、企業は当該国の法律に定められた技術的準備金を積み立てなければならない。

第2項 ISVAPは企業の貸借対照表の中に、前掲準備金の担保に十分な資産が記載されるように監督する。

(参照：86年法律742号35条)

第33条（支払余力）

第1項 企業は共和国および外国において営まれている事業の全般について、第35条の規定に従って決定される支払余力を有していなけ

ればならない。

第2項 支払余力は以下の資産よって構成される：

- a) とくに以下を含む企業の純資産；
 - 1) 払込資本金、または保険相互会社の場合には払込設立基金；
 - 2) 第10条の規定が適用される限り、引き受けられた資本金または設立基金全額の50パーセント以上が払い込まれている場合には、資本金または設立基金のうち未払込負担金の半額；
 - 3) 法定準備金、および特別債務の保証または資産項目の修正に向けられない定款による準備金または任意準備金；
 - 4) 第27条第4項の追加的基金；
 - 5) 繰越利益金；
 - 6) 追徴掛金を徴収する保険相互会社が、発生した掛金の追徴請求に際し、掛金の最高額と追徴請求された掛金の差額の半分を限度して各社員に対し有する債権。その額は支払余力の50パーセントを超えてはならない。
 - 7) 支払余力の50パーセントまでの劣後ローン資本金、支払余力の25パーセントまでの有期劣後ローン。企業が清算される場合には、劣後ローン資本金は他のすべての債権者の請求に劣後し、その時点で未払いとなっている他のすべての債務が支払われるまで返済されない旨を定める、拘束力のある協定が存在しなければならない。劣後ローン資本金については、支払済みの基金のみが算定される。これらのローンは、この他に、第34条の要件を充足しなければならない；
 - 8) 無期限ローンおよび他の金融資産は、第34条の要件を充足する第7番のローンおよび劣後ローンの合計につき、支払余力の50パーセントまでとする。払い込まれた額のみが算定される。
- b) 企業の申請に基づき、適切な書類により、そして ISVAP の認可により証明される資産；

- 1) 企業の将来の利益の50パーセントに等しい額による。将来の利益額は、第1条の事業において最近の5年間に得られた利益の平均額を契約の残り半分の期間を表わす因子に乗ずることにより得られる。この因子は10を超えてはならない；
- 2) 謾渡危険に関連する数理的準備金の額が減額された、貸借対照表から生ずる純保険料を基礎として決定される数理的準備金の額と、営業保険料の中に含まれる新契約獲得費用の償還率が増大された純保険料を基礎として決定される数理的準備金に相当する額との差額による。ただし、この差額は、《生命》資本と保険料が支払われていない全契約に関する数理的準備金との差額の3.5パーセントを超えてはならない。その額は、償還されるべき取得手数料に関する資産の中に記載された額が控除される；
- 3) 多価が例外的でない額において、資産の要素の過小評価から生じる多価。

第3項 本条を適用するにあたり、企業資産の決定に際しては、民法第2424条B／Iの資産として提示された要素、自己株式、無体財産的要素、ならびに第2項b文第2番に定められた同意された最高限度額を超える部分について、償還しなければならない取得手数料を考慮してはならない。

第4項 発生した利益および契約の残り半分の期間ならびに《生命》資本を決定する基準は、ISVAPの措置で決定される。

第5項 付表I B項目に示された付帯保険については、ISVAPは企業が適切な書類を有し、営業活動している他の加盟国の監督官庁が承諾した企業の申請に基づき、保険料の割合に応じて一括計上された進行中の危険に対応する保険料積立金の算出額と、契約ごとに算定された保険料積立金の算出額との差額の75パーセントとを、支払余力の中にその20パーセントを限度として算入することを承認する

ことができる。

第6項 企業は支払余力の積立のために第2項b文の要素を使うことができる他に、第27条第4項の規定を援用することができる。
(参照：92年指令96号25条、86年法律742号36条)

第34条（第33条第2項第7番・第8番を要素として支払余力に含めるための条件）

第1項 第33条第2項a文第7番の劣後ローンは、以下の条件を充足する場合に限り、企業資産の中に組み込まれることができる：

- a) 有期ローンについては、最初の満期到来まで5年を下回ってはならないこと；
- b) 無期限ローンについては、事前にISVAPの認可がある場合には、繰上償還の可能性を除き、5年の期間を有する届出のみによって償還が可能な旨が契約で合意されていること。この場合、企業は実際の支払余力と償還後の支払余力とを明記したうえで、予定返済期日の少なくとも6ヶ月前に、ISVAPに対し適切に届け出なければならない；
- c) 企業の清算以外の場合に、当該ローンが繰上償還されなければならぬ旨の条項が契約の中には含まれないこと。

第2項 有期ローンについては、保険企業は満期の1年以上前に、満期において支払余力を要求水準に維持する方法、またはその水準まで高める方法を示した計画書をISVAPに提出し、認可を得なければならない。企業が、ローンが支払余力の構成要素として分類される額を、少なくとも返済日の直前5年間にわたり徐々に削減する場合には、この義務は履行されることを要しない。

第3項 第1項a文および第2項の規定は、企業がISVAPの認可を得た場合には、繰上償還の可能性を否定しない。この申請は、少なくとも満期の3ヶ月前にISVAPに提出されなければならない。

ISVAPは、保険企業の支払余力が要求水準を下回らない場合にのみ、償還を認可する。

第4項 第33条第2項a文第8番の無期限ローンおよび他の金融資産
は、以下の条件を充足する場合にのみ、支払余力の中に組み込まれ
ることができる：

- a) 持参人の自発的な意思に基づいて、またはISVAPの事前認可
なしに償還されえないこと；
- b) 証券発行契約において、保険企業につき利息の支払延期可能性
が認められていること；
- c) 保険企業に対する貸主の債権は、全非劣後債権者の債権に完全
に劣後すること；
- d) 有価証券の発行を定める契約書において、保険企業がその事業
を継続することができる限り、債務および未払利息の損失吸収許
容量が規定されること。

**第5項 劣後ローン契約は、ISVAPの事前認可によってのみ修正さ
れることができる。**

(参照：92年指令96号25条)

第35条（支払余力の決定と算定）

**第1項 支払余力の最低限度額は、営業種目に従って以下のように算
定される：**

- a) 付表IA項目I番およびII番の保険について、支払余力の最低
限度額は以下のふたつの数値に等しくなければならない：
 - 1) 再保険における譲渡を控除しない元受保険、および再保険の
引受に関連する数理的準備金の4パーセントの割合を表わす数
字は、再保険における譲渡を事前に控除した数理的準備金と、
数理的準備金の全額との直近の営業における割合に乘じられな
ければならない。この割合は、いかなる場合においても85パーセント

セントを下回ってはならない；

- 2) 危険保険金額がマイナスでない契約については、企業の責任で受け取られたこの資金の0.3パーセントの割合を表す数字は、再保険における譲渡と払戻の額を控除した後、企業の責任で引き受けられた危険保険金額の額と、再保険を控除しない危険保険金額の額とに関する、直近の営業における割合に乘じられなければならない。この割合はいかなる場合においても50パーセントを下回ってはならない。ただし、3年以下の保険期間を有する短期死亡保険については、この割合は0.1パーセントとする。3年を超える5年以下の保険期間を有する短期死亡保険については、0.15パーセントとする；
- b) 付表I B項目の付帯保険に関する支払余力の最低限度額は、損害保険政令の規定に基づいて算定されなければならない；
- c) 付表I A項目IV番およびV番の疾病保険およびカピタリザシオン事業に関する支払余力の最低限度額は、本条第1項a文第1番に示された方法で算定される；
- d) 付表I A項目III番の投资基金に関する保険、およびVI番の事業に関する支払余力の最低限度額は、以下のふたつの数値に等しくなければならない：
 - 1) 企業が投資危険を引き受ける場合には、本条第1項a文第1番の額。企業が投資危険を引き受けず、契約が5年を超える期間につき経営費用を決定しない場合には、その額は経営基金の1パーセントに等しい額。その他の場合には、その額は0である；
 - 2) 企業が死亡危険を引き受ける場合には、本条第1項a文第2番の条件で算定される危険保険金額の0.3パーセントの分担額と等しい額。

(参照：86年法律742号38条)

第36条（保証基金）

第1項 支払余力の最低限度額の3分の1は保証基金を構成する。第2項に規定されている場合を除き、この額はその50パーセント以上が、第33条第2項に示された要素により構成される。

第2項 保証基金は第10条に定められた範囲内において、支払余力を確保する必要がない場合であっても、80万ヨーロッパ通貨単位に相当するイタリア・リラの額を下回ることはできない。

第3項 第3条第2項b文に基づいて本政令の規定の適用されない保険相互会社については、徴収済掛金の年間総額が、50万ヨーロッパ通貨単位に相当するイタリア・リラの額を上回った後の事業年度に続く、最初の事業年度が終了したときに確保される保証基金は、いかなる場合においても30万通貨単位に相当するイタリア・リラの額を下回ることはできない。この額は、掛金の額が50万通貨単位増加するごとに、10万ヨーロッパ通貨単位の連続する基金を介して、第2項の金額まで引き上げられる。

第4項 第2項および第3項の保証基金の最低限度額は、第1項に示された要素により確保されなければならない。

（参照：86年法律742号39条）

第37条（事業方法書の実施状況の監督）

第1項 ISVAPは、第12条に基づいて提出された事業方法書の実施状況について監督する。

第2項 企業は最初の3事業年度については、ISVAPに対し、事業方法書の実施状況に関連する決算報告書を、半年ごとに提出する責任を負う。

第3項 この決算報告書から、企業の会計状況に著しい不均衡が生じていると判断された場合には、ISVAPは、当該企業が事業方法書を遵守し、経営の均衡をはかるために必要なあらゆる手段を講ずる

ことができる。

第4項 企業は事業方法書および定款に関するすべての変更，ならびに第9条第2項c文およびd文に示された人に関するすべての変更を，ISVAPに届け出なければならない。事業方法書および定款の変更は，ISVAPの認可を受けなければならない。

(参照：92年指令96号5条，86年法律742号40条)

第38条（技術的基礎および保険約款の届出）

第1項 企業は新型契約および既存契約の内容変更に関し，第14条第1項の様式および条件に従って，保険料および準備金の算定に使用した技術的基礎の要素をISVAPに届け出なければならない。

第2項 加盟国または非加盟国が，債務について自国内に本店を有する企業に対し同様の義務を課していない場合には，企業は外国で行う事業活動につき，第1項の義務を負担することを要しない。この場合，当該企業はISVAPの要請に応じて，採用した技術的基礎を非体系的な方法で届け出なければならない。

第3項 企業はISVAPの要請に応じて，契約者との取引において使用した約款，書類，契約集および印刷書類を，非体系的な方法で届け出なければならない。

第4項 前項までの内容の届出は，企業について，事業活動の前提条件とはならない。

(参照：92年指令96号5条)

第39条（経営者および株主の不適格性の発生）

第1項 経営管理，指揮および企業の監督資格の付与された者が，第9条第2項c文の要件の全部または一部を喪失した場合には，その者は当該職務から退任する。退任は，前掲の不適格性が認識された日から30日以内に，取締役会により発表されなければならない。退

任が前掲の期間内に取締役会により発表されなかった場合には、退任はISVAPの措置により発表される。

第2項 自然人、法人の取締役、監査役および理事、企業において支配権限または経営参加権限を有している者が、第9条第2項d文の要件の全部または一部を喪失した場合には、1991年1月9日法律第20号第10条第3項の規定が適用される。

(参照：86年法律742号17条の2、91年法律20号9条・10条)

第40条（カピタリザシオン事業に関する特別規定）

第1項 生存期間に関する合意をすることなく、保険料の支払、または一時もしくは定期的に行われる金銭の支払、他の資産譲渡の対価として、複数年が経過した時に企業が金銭を支払うか、証券または他の資産を譲渡する責任を負担する契約は、付表IA項目V番に示された種目に含まれる。

第2項 カピタリザシオン契約の期間は5年を下回ってはならない。定期払契約の場合には、その支払は定額払によるか、または、契約によって事前に約定されている場合には、変額払による。

第3項 契約者は1年間の保険料を完済した場合には、契約締結から2年目の期日から契約の解除権を行使することができる。

第4項 カピタリザシオン契約において、合意された資金の支払が繰り上げられる契約の抽選期間が定められている場合には、その後の抽選において、1年間で発行された契約の5パーセントを超えない数の契約と同数またはそれを上回る数が抽出されなければならない。抽選は半年を下回らない間隔でなされなければならない。

第5項 本条の規定は、貯蓄金庫、抵当銀行および他の金融機関、ならびに債権および貯蓄の分野において営業している一般銀行には適用されない。

第6項 本条の規定は、この他に、法律に基づきまたは社会福祉事業

を補完する集団契約の規定に基づき設立された社会福祉機関には適用されない。この場合、自己の加入者および権利承継人のために、制定法上の規定に基づいて、事前に約定した金額に相当しない金額で、貸借対照表の資産の制限内においてのみ年間に認められる金額を対価として任意に支払うか、または生存期間に関連した合意なくして事前に約定された額に相当する額を対価として支払う。後者においては、労働社会保障省の同意を得た商工省の提案に基づき交付された大統領令によって決定された、対価の限度額および技術的体系の様式に従う。

(参照：86年法律742号17条の2，91年法律21号9条・10条)

第41条（傷害・疾病保険の営業条件）

第1項 企業は損害保険政令付表A項目に示された種目1（傷害）および2（疾病）を営業する場合、当該政令の規定に従わなければならぬ。

(参照：92年指令96号16条)

第4節 外国における営業所に関する事業活動と 役務提供の自由に関する事業活動

第42条（他の加盟国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 他の加盟国内に支店を設立しようとする企業は、ISVAPに事前に届け出なければならない。

第2項 企業は以下の内容を届け出なければならない：
a) 領土内への支店の設置を予定している加盟国と支店の住所；
b) とくに引受を予定している危険および事業の種類、ならびに支店の組織構成を記載した事業方法書；
c) 統括代理人の任命を証明する書類。この者は、裁判上のすべて

の行為について、および支店を設置している加盟国の全監督官庁に対して企業を代理する権限を有し、契約を締結し、当該加盟国で営まれる事業に関するその他の書類に署名する権限が記載された委任状を備えていなければならない。統括代理人は、支店と同じ住所に居所を有していなければならない。代理人に法人格が付与されている場合には、この法人は自己の代理人として、前掲の権限が記載された委任状を備えている自然人を任命しなければならない。

第3項 統括代理人または支店の実際の営業を委任された人は、任務の遂行期間の全般に渡り、第9条第2項c文に定められている要件を充足しなければならない。この要件が充足されていない場合には、第39条第1項に基づいてその者は解任される。そして、企業は、統括代理人または支店の実際の営業を委任された人の後任を任命する義務を負担し、その後任として任命された人の名称をISVAPに届け出る義務を負う。

(参照：92年指令96号32条、86年法律742号19条2項)

第43条 (ISVAPの通告義務と権限)

第1項 ISVAPは、第2項に規定する障害の存在が認識されなかった場合には、第42条の届出を受理した日から90日以内に、支店を設置しようとする加盟国の監督官庁に当該情報を通告する。その場合、当該企業がその資産とともに、第33条以下に定められた最低支払余力を有している旨の追加証明を送付する。

第2項 ISVAPは、企業の財務状況が不十分であると判断した場合、または、統括代理人もしくは支店の実際の営業を委任された人が、誠実性および専門性の要件を充足していないと判断した場合、または、企業が支店として設置しようとする組織構成が不適切であると判断した場合には、第1項の行為の遂行に取り掛かることはできな

い。

第3項 ISVAPは、企業に対し、企業が支店を設置しようとする加盟国の監督官庁に対して、第42条の情報を送付したこと、または、送付手続をとらないと決定した場合には、拒否の事実およびその理由を書面で通告する。拒否の場合には、企業への通告は、第1項に定められ期間が経過する前に行われなければならない。

第4項 企業は、支店を設置しようとする加盟国の監督官庁からの承認の通告を受理するまでは、または、この通告がない場合には、当該官庁がISVAPから第42条の情報を受理した日から60日が経過するまでは、支店を設置し、その事業を開始することはできない。ISVAPは、当該期間内に、公益のために支店が自己の事業を営む際に服さなければならない条件に関して、当該官庁から送付されたすべての情報を、企業に対して迅速に通告しなければならない。

第5項 企業が第42条2項の情報の一部または全部を変更しようとする場合には、変更しようとする日から少なくとも30日前に、ISVAPおよび支店所在加盟国の監督官庁へ書面で届け出なければならない。ISVAPは、当該情報を受理した日から90日以内に、自己の監督権限内において修正を審査する。ISVAPは、当該期間内に支店所在加盟国の監督官庁から送付されたすべての通告を企業に対してただちに送付する。

(参照：92年指令96号32条)

第44条（他の加盟国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 他の加盟国内において役務提供の自由に関する事業活動を初めて営もうとする企業は、ISVAPに対し、事前にその旨を届け出なければならない。届出書類には、企業が事業を行おうとする施設、活動しようとする加盟国、ならびに引き受けようとする危険および

1995年3月17日政令第174号

債務の性質を示した計画書が添付されなければならない。

(参照：92年指令96号34条、92年政令515号5条)

第45条 (ISVAPの通告義務と権限)

第1項 ISVAPは、第44条の情報を受理した日から30日以内に、保険企業がその領土内において役務提供の自由に関する事業活動を営むことを予定している加盟国の監督官庁に対し、以下の内容について通告する：

- a) 企業の名称および支店の住所；
- b) 企業が資産の集合体として、第33条以下の最低支払余力を備えている旨；
- c) 企業が営業免許を交付された保険種類の証明書；
- d) 企業が引き受けようとしている危険および債務の性質を記載した申請書；

ISVAPは、適宜、当該企業に対して前掲の書類を送付した旨を通告する。

第2項 企業が組織構成および事業方法書に関して有すべき財務状況が不十分であると判断された場合には、ISVAPは第1項の情報を送付することができない。情報の送付が拒否された場合には、ISVAPは第1項の期間内に、当該企業に対してその拒否の理由を通告するものとする。

第3項 企業は、ISVAPから第1項の情報の送付通告を受理した日から、事業を開始することができる。

第4項 企業は、第44条の計画書に記載された内容の一部を変更しようとする場合には、第43条第5項の規定に従わなければならない。ISVAPは、企業からの申請内容を審査し、役務提供加盟国の監督官庁から送付されたすべての通告を、ただちに企業に通告する。

(参照：92年指令96号35条・36条、92年政令515号6条)

第46条 (ISVAP の権限)

第1項 ISVAP は直接にまたは適切な担当者を介して、他の加盟国において営業所に関する事業活動を営んでいる企業の支店において、当該企業に関する監督の遂行に必要な要素をすべて審査するために、臨店検査を行うことができる。ISVAP は当該検査を行う前に、支店所在加盟国に通告しなければならず、当該官庁は、必要に応じて当該検査に参加することができる。

第2項 ISVAP は、支店所在加盟国または役務提供加盟国の監督官庁の勧告にも基づき、当該国内における資格、または企業の財務健全性を危うくする当該国内における事業について、企業が犯す不正を終了させるに適切な手段を講ずる。ISVAP は講じられる適切な手段について、支店所在加盟国または役務提供加盟国の監督官庁に通告する。

(参照：92年指令96号9条、92年政令515号7条)

第47条 (契約に関する届出)

第1項 第42条および第44条の企業は、ISVAP に対し、貸借対照表とともに、営業所に関する事業活動および役務提供の自由に関する事業活動に基づく取引に関して、別々に作成された技術的計算書類を、加盟国ごとにかつ付表A項目に示された保険種類ごとに送付しなければならない。技術的計算書類は、ISVAP の定めた規定に従って作成される。

第2項 ISVAP は、第1項の計算書類を受理した月の翌月末日までに、計算書類から判明する再保険を控除しない保険料の総額を、その通告を要請してきた支店所在加盟国または役務提供加盟国の監督官庁に対して通告する。

(参照：92年指令96号43条、92年政令515号8条)

第48条（非加盟国内における営業所に関する事業活動と役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 非加盟国内に営業所を設置しようとする企業は、ISVAPに対して、その領土内において営業活動を行おうとしている国と支店の住所を事前に届け出なければならない。

第2項 企業は申請書に、支店の経営管理責任者の氏名、引受を予定している債務、ならびに営業年度の最初の3年間にに関する支払手数料、保険料収入および支払われるべき保険金の額の予測値、ならびに企業が支店として設置しようとする組織構成を記載した事業方法書を添付しなければならない。

第3項 ISVAPは、企業の財務状況が不十分である、または提出された事業方法書を審査した結果、支店の組織構成が不適切であると判断した場合は、企業に対し、支店設置手続の遂行を禁止することができる。

第4項 前項までの規定は、非加盟国内において、役務提供の自由に関する事業活動を行おうとする企業についても適用される。

（参照：92年政令49号33条による修正としての59年統一法典449号51条）

**第5節 他の加盟国内における支店を介して共和国内で
営まれる役務提供の自由に関する事業活動**

第49条（事業開始の条件と営業の条件）

第1項 他の加盟国内に所在する支店を介して、共和国内において営まれる役務提供の自由に関する事業活動を営もうとする本章の企業は、ISVAPに対して、事前に以下の内容を届け出なければならない：

- a) 企業が活動しようとしている支店の住所；
- b) 企業が引き受けようとしている危険および債務の性質を記載し

た申請書。

第2項 企業は、ISVAPが第1項の情報の届出受理を証明した日から、第1項の事業を開始することができる。

第3項 企業は第1項の内容を変更しようとする場合には、つねにISVAPに届け出なければならない。

第4項 第1項の事業の営業は、本章に属する規定、および適用される限りにおいて、第70条第4項、第76条および第78条の規定の適用を受ける。

(参照：92年指令96号34条)

第6節 商工省およびISVAPの措置

第50条（技術的準備金に関する規定の違反）

第1項 企業が第24条以下の技術的準備金に関する規定を遵守しない場合には、ISVAPは、このために適切な期間を定めたうえで、企業に対してこれらの規定を遵守するように勧告する。

第2項 ISVAPは、企業が活動するかまたは資産を有している他の加盟国の監督官庁に事前に通告した後、企業に対し、自己の措置に基づき、共和国内に所在するその資産の自由処分を禁止することができる。この他に、前掲の官庁に対して、当該国内に所在する資産に関し、同様の措置を講ずるよう要請することができる。この場合、これらの手段の対象となるべき資産を指定することができる。

第3項 企業が所定の期間内に第1項に基づいてなされた勧告を遵守しなかった場合には、ISVAPは、自己の措置で、新契約の引受けを禁止することができる。この場合、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第75条、ならびに1925年1月4日勅令第63号で承認された私保険事業に関する規定の施行規則第114条および第115条の規定に従う。

第4項 第3項の措置は、関係企業および企業が活動している他の加盟国の監督官庁に通告され、イタリア共和国官報に掲載される。

第5項 新契約の引受禁止は6ヶ月間継続する。企業がこの期間内に当該措置が講じられた原因を除去した場合には、当該措置は取り消される。この取消措置は、企業が活動している他の加盟国の監督官庁に通告される。

(参照：92年指令96号12条、86年法律742号42条)

第51条（支払余力および保証基金に関する規定の違反）

第1項 企業が第35条以下の規定に従って必要限度の支払余力を確保していない場合には、ISVAPは当該企業に対して適切な期間内に再建計画を提出するよう勧告する。

第2項 支払余力が第36条の保証基金の額を下回る場合、または同条の規定に従って十分に確保されていない場合には、ISVAPは当該企業に対して適切な期間内に短期資金調達計画を提出するよう勧告する。その計画には、企業が正常な資金状況を再構築するために採用されるべき手段が、表示されなければならない。

第3項 第1項および第2項に示された諸計画は、ISVAPの提案に基づき、商工省令で認可される。その実行期間はISVAPにより決定される。

第4項 再建計画または資金調達計画が協同組合に関連するもので、かつ増額分を組合員に負担させる利益配当の額面価格の増額によって、または組合員の選択権に基づく新株発行によって資本金の増額を決める場合には、第11条に示された各出資額の限度は倍増される。この場合、資本金増額会議の決議が承認されるためには、協同組合は再建計画または資金調達計画を認可した商工省令を提示する責任を負う。

第5項 第1項に規定されている場合、ISVAPは自己の措置により、

企業に対して共和国内に存在する企業資産の処分行為を禁止することができる。第2項に規定されている場合にも、同様の措置を講ずることができる。これらふたつの場合において、ISVAPは企業が活動している、または資産を有している他の加盟国の監督官庁にその旨を通告し、当該国内に存在する企業の資産について、同様の措置を講ずるように要請することができる。その場合、これらの手段の対象となるべき資産を指定する。

第6項 第5項の措置は関係企業に通告される。

第7項 ふたつの保険部門の経営につきそれぞれ定められた限度額において、支払余力を確保していない第21条の企業について、ISVAPは、本条または損害保険政令第62条の諸計画に関連して、支払余力の明白な超過要素を他の支払余力から移転させることを認可することができる。

(参照：92年指令96号12条、86年法律742号43条)

第52条（再建計画および資金調達計画の執行状況に関する監督）

第1項 ISVAPは、重役会議、理事会および本法第51条に基づいて、再建計画または短期資金調達計画の提出が要請された会社の会議に、当該計画を執行するために、行政監督官の参加を命ずることができる。

第2項 ISVAPの総裁は、商工省に対して定期的に、当該再建計画または資金調達計画の執行状況、および企業の概略的な状況について報告する。

第3項 商工省は、ISVAPの提案に基づいて、当該計画の実行中に、再建計画または資金調達計画に定められた目的を達成するために必要な修正を要請することができる。場合によっては、当該計画の実行期間の延期を定めることができる。

(参照：86年法律742号64条)

第53条（企業資産の拘束）

第1項 ISVAPは、第51条第2項に定められた場合において、自己の措置により、第31条の帳簿に記載される共和国内に所在する企業の不動産上に、保険金請求権者のために、抵当権の登記を命令する。この他に、同様の方法により、信託金庫またはイタリア銀行への前掲帳簿記載の証券の預託、ならびにこれらの証券の拘束および前掲帳簿記載の資産に含まれる現金による預託の拘束を命令する。

第2項 証券の預託および拘束、ならびに現金による預託の拘束および国による証券の1年分の拘束または抵当権貸付の拘束については、1925年1月4日勅令第63号で承認された私保険事業に関する法律の施行規則第27条の規定が適用される。

第3項 第2項に定められた債権以外の債権について、企業は所在場所を問わず、その使用に関して命令するISVAPに対し、回収された債権総額を6ヶ月ごとに届出る義務を負う。

第4項 共和国内に所在する資産について、第1項の規定に従ってなされる抵当権の設定登記および拘束の記録は、企業の負担する抵当権設定税の対象となる。

第5項 ISVAPは、企業が活動するかまたは資産を所有している他の加盟国の監督官庁に対し、第1項に基づいて実行された措置を通告する。この他に、当該官庁に対し、以下のことを要請することができる：

- a) 当該国内に所在する不動産につき、第1項第1文と同様の措置を講ずること；
- b) 共和国内に移転させる目的で、当該国内に所在する証券および現金による預託の拘束。

第6項 第1項の措置は、ISVAPにより、企業の不正の程度に応じて、第50条第3項に定められた場合にも採用される。

（参照：92年指令96号12条、86年法律742号44条）

第54条（免許の失効）

第1項 第19条に規定されている場合の他に、以下の状況のひとつが発生した場合には、企業は第7条に基づき交付された免許を失う：

- a) 明確に放棄した場合；
- b) 6ヶ月以上にわたり事業活動を営まなかった場合。認可種目の一部について、事業活動が停止している場合には、当該種目に関してのみ免許が失効する；
- c) 任意清算をした場合；
- d) 裁判所により破産状態であると宣告された場合；
- e) 強制清算に付された場合；
- f) 自己の保有契約をすべて包括移転した場合。

第2項 1942年3月16日勅令第267号第195条および第202条に定められた場合において、第2章の企業が、裁判所により破産状態であると宣告された場合には、ISVAPは事前に報告を受けなければならぬ。当該企業に対しては、事前合意および監督管理に関する規定は適用されない。

第3項 失効はISVAPの措置により宣告され、イタリア共和国官報に掲載される。

(参照：92年指令96号13条、86年法律742号55条2項)

第55条（免許の取消）

第1項 企業が以下の状態になった場合には、免許は取り消される：

- a) 事業開始の条件を充足しなくなった場合；
- b) 第51条の再建計画または資金調達計画において定められた方策を、所定期間内に実行しなかった場合；
- c) 本政令の規定、および企業がその事業を行う場合に遵守しなければならないその他すべての規定に、著しく違反する場合；
- d) 企業がその事業を行う場合に、認可命令において付された制限

1995年3月17日政令第174号

または事業方法書に定められた制限を遵守しない場合；

- e) 企業が会社の拠出金および報酬の支払に関する法律および契約上の義務に、著しく違反する場合。

(参照：92年指令96号13条、86年法律742号55条1項)

第56条（免許取消の様式）

第1項 免許の取消は、ISVAPの提案に基づき、商工省令により行なわれる。

第2項 取消は企業が営業している全種目、または一部の種目に関連する。

第3項 免許取消の命令はその理由が明記され、関係企業に通告され、かつイタリア共和国官報に掲載されなければならない。

(参照：86年法律742号57条)

第57条（被保険者および保険金請求権を有する第三者の利益を保護するための措置）

第1項 第56条に基づいて免許が取り消される場合において、被保険者および保険金請求権者、ならびに従業員の利益を保護するために、第50条および第51条が適用される際に、企業資産の処分行為の禁止措置が講じられていない場合には、ISVAPは企業に対して本措置を講ずることができる。この他にISVAPは、第53条に定められた措置を講ずることができる。

第2項 第1項に基づいて実施された措置は、企業が活動するか資産を有している他の加盟国の監督官庁に通告されなければならない。当該官庁に対して、第50条、第51条および第53条の規定に準じて、同様の措置を講ずるように要請することができる。

(参照：92年指令96号13条、86年法律742号58条)

第58条（免許失効および取消の効果）

第1項 商工省は、イタリア共和国官報に掲載される命令により、第54条第1項e文に基づいて免許の失効が宣言された企業、または第56条に基づいて免許の取消措置が講じられた企業を、強制清算に付する。強制清算は取消命令によってもなされることができる。

第2項 商工省はISVAPの提案に基づき、取消措置が第55条a文、c文およびd文に示された理由により講じられた場合には、企業を任意清算に付することができる。商工省はISVAPの提案に基づき、企業に対し、当該措置を講ずる期間を定める。

第3項 本政令に基づく営業種目に関して限定的に免許が取り消された、または失効した企業は、それに関する命令がイタリア共和国官報に掲載された日から、該当種目における営業を進行中の契約に関する事業活動に限定しなければならず、新契約を締結することはできない。

第4項 企業が第3項の規定を遵守しない場合には、商工省はISVAPの提案に基づいて、当該企業を強制清算に付する。

（参照：86年法律742号59条）

第59条（任意清算）

第1項 企業が任意清算することを決定した場合には、任命された清算人はISVAPにより承認されなければならない。

（参照：86年法律742号60条）

第60条（他の加盟国の監督官庁への通告）

第1項 共和国内に支店を有する企業に対して行なった免許の取消または失効措置、および強制清算について、ISVAPは、当該企業が事業活動を営んでいる他の加盟国監督官庁に通告する。

（参照：86年法律742号61条）

第7節 他の適用規定

第61条（貸借対照表、計算書類および他の管理行為の執行）

第1項 第62条に定められた場合を除き、本章に規定される企業は、会社の営業、貸借対照表および関連書式の作成、貸借対照表の承認期間、および民法第2435条の書類を添付した書類をISVAPへ提出する期間については、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第55条、第56条および第61条の規定に従う。

第2項 貸借対照表には、第24条第3項の技術報告書のほかに、計算基礎および支払余力の構成要素が記載された貸借対照表が関連する営業の閉鎖日における、支払余力の状況を証明する一覧表が添付されなければならない。この一覧表は、ISVAPの措置により認可された書式に一致しなければならない。第21条に該当する企業、ならびに損害保険政令付表A項目に示された種目1（傷害）および種目2（疾病）を営んでいる企業については、適切な一覧表が認可される。

第3項 本政令ならびに、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第61条に基づいて、企業が作成しなければならない計算書類および計算記録は、書類で作成され、かつ民法第2421条最終項およびその他の現行法規の規定に従わなければならない。

第4項 損害保険政令付表A項目に示された事業を営んでいる企業が、直接的にまたは共和国内に所在する支店を介して、付表Iの項目に規定された事業を営んでいる企業と、資金面、取引面または経営管理面において関係する場合には、ISVAPは、取り決められた合意または協定が、経費および収益の配当を歪めることのないように監督する。

（参照：86年法律742号65条）

第62条（貸借対照表の承認）

第1項 本章の企業の貸借対照表には、たとえ1975年3月31日共和国大統領令第136号およびその後の修正の規定が適用されない会社または法人の場合であっても、同大統領令第8条に定められた特別名簿に登録され、1942年2月9日法律第194号の専門家名簿に登録された保険経理人のひとりをその役員として有している監査法人による報告書が、添付されなければならない。その内容は、資産状態と損益計算書とが一致していることを証明し、計算書類の結果に基づいて現行規定に従った総合的な形式で作成され、これに関する法律の規定を遵守するものとする。

第2項 監査法人の役員の中に、適法名簿に登録されている保険経理人がいない場合には、当該監査法人の提出した報告書には、専門家名簿に登録された保険経理人の報告書が添付されなければならない。

第3項 第1項の大統領令の規定が適用されない企業について、その報告書には、会社の代表権を有する管理者、または同大統領令第3条第1項に示された兼任不可の原因が存在しない監査法人の代表権を有する代表者の報告書が添付されなければならない。

第4項 第1項の大統領令の規定が適用されない会社についてもまた、同大統領令第1条1項、第2条第1項、第2項、第3項および第4項、第3条、第4条第1項および第2項、第5条、第6条第1項および第3項、第12条、第14条、第15条ならびに第16条が適用される。

第5項 第1項の大統領令の規定が適用される企業、および適用されない企業の貸借対照表を承認する会議の決議に対する異議は、企業の帳簿に決議内容が記載された日から6ヶ月以内に、ISVAPにより提示されることができる。

第6項 第1項の大統領令の適用されない企業について、監査法人に対する任務提供に関する会議が、同大統領令第2条第2項に定められた期間内に召集されない場合、または決議がなされない場合には、

1995年3月17日政令第174号

ISVAPは職務上その任務を提供する。

第7項 監査法人が証明書を交付しなかった場合には、報告書の中にその理由を分析的に示し、ただちにそれをISVAPに報告しなければならない。ただし、第1項の大統領令の規定が適用される会社および法人については、同大統領令第4条第3項が適用される。

第8項 監査法人が第7項の規定を遵守しなかった場合には、ISVAPは、CONSOBに対して制裁措置を講ずるように通告する。

(参照：86年法律742号66条)

第63条（契約の取消および解除）

第1項 本章の企業のイタリアの保有契約に含まれる契約は、当該保険契約が本政令に規定された技術的準備金および支払余力の限度額の決定について、各本店において合法的に登録され、または算定されなかった場合には、保険契約者の請求によって、1925年1月4日勅令第63号で承認された規則第129条に定められた様式により取り消される。契約が取り消された場合には、企業は徴収済保険料を全額返還しなければならない。

第2項 本政令に違反した活動をしている企業のイタリアの保有契約に含まれる契約、または新契約の引受けが禁止された企業と締結された契約については、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第75条が適用される。

(参照：86年法律742号67条)

第64条（保有契約の包括移転）

第1項 第6条に定義されているイタリアの保有契約の全部または一部を任意で移転する場合には、譲渡企業はその決議と条件について、ISVAPの認可を得なければならない。

第2項 認可はISVAPの措置により与えられ、その旨がイタリア共

和国官報に掲載されなければならない。

第3項 企業は共和国内に本店を有する他の企業、および他の加盟国内に本店を有する企業に対し、イタリアの保有契約を移転することができる。譲受企業は、本政令第7条、または1979年3月5日 E C 理事会指令第267号 (n.79/267/CEE) 第6条および第7条の規定に準じた本店所在加盟国の法規に基づいて、移転される事業の営業について正当な免許が交付されていなければならず、かつ、移転に際し必要な支払余力を確保しなければならない。ただし、保有契約は、非加盟国内に所在する譲受企業の支店に対して移転されることができない。

第4項 移転が支店の保有契約を含む場合には、ISVAPは当該支店が所在する加盟国の監督官庁に意見を聴取した後に認可する。

第5項 移転される保有契約の中に役務提供の自由に関する事業活動により、他の加盟国内において締結された契約が含まれる場合、認可のためには、この他に、当該加盟国の監督官庁の意見の聴取を必要とする。

第6項 他の加盟国内に本店を有する企業に保有契約が移転される場合には、移転を考慮して当該企業が必要な支払余力を有していることの証明は、譲受企業の本店所在加盟国の監督官庁による。保有契約が、イタリア共和国以外の加盟国内に所在する譲受企業の支店に対して移転される場合には、譲受企業は、移転の結果、役務提供の自由に関する事業活動に基づいて共和国内において営業することになる事業に関し、第70条の規定を遵守しなければならない。

第7項 第4項、第5項および第6項の監督官庁が、ISVAPからの要請を受理した日から90日以内に意見を発表しなかった場合には、当該官庁はそれを承認したものとみなされる。

第8項 保有契約は、以下の条件で非加盟国内に本店を有する企業に對しても移転ができる：

- a) 譲受企業が、共和国内において、本政令第81条に基づき、移転される事業を営む免許が交付されていること；
- b) 移転は、譲渡企業が営業所に関する事業活動に基づき、共和国内において締結した契約に限定されること；
- c) 保有契約は、共和国内に設立された譲渡企業の支店に帰属すること；
- d) 前号の支店は、移転を考慮して、本政令に基づいて必要な支払余力を有すること。

第9項 企業はこの他に、譲受企業が本店を有する国において、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて締結された契約を含む全保有契約の一部を、非加盟国内に本店を有する企業に移転することができる。

第10項 本条に基づいて行われる保有契約の包括移転は、契約解除事由とはならない。共和国内に住所、または法人の場合には本店を有する契約者は、移転がイタリア以外の加盟国内に本店を有する企業に対してなされる場合、またはイタリア国内に本店を有する企業の支店に対してなされる場合には、移転の認可命令の交付日から60日以内に自己の契約を解除することができる。

第11項 全保有契約の移転により、譲渡企業は移転される保有契約に関する保険の営業免許を失う。移転が共和国内に本店を有する企業になされた場合、または他国内に本店を有する企業になされた場合であって、かつ共和国内に所在する支店に対してなされた場合には、移転はこの他に、認可命令に基づいてなされた労務関係につき、民法2112条の規定が適用される。

第12項 他の加盟国内に本店を有する企業から、共和国内に本店を有する企業になされた保有契約の包括移転が、その領土外で引き受けた債務を含んでいる場合には、ISVAPは、譲受企業が、移転を考慮して、必要な支払余力を有していること、および第42条および第44条に定められた条件を充足しているということを条件として承認

する。

(参照：92年指令96号11条、86年法律742号68条)

第65条（企業の合併と分割）

第1項 本章の企業は、共和国内に本店を有する企業、または本政令第7条もしくは本店所在国の法規に基づいて、付表IA項目に示された保険事業の営業が認可された他の加盟国内に本店を有する企業との間で、吸収合併も含めて、合併することができる。合併、その方式および新定款は、ISVAPの認可に服さなければならない。

第2項 共和国内に本店を有する企業が吸収合併する場合には、吸収する企業は、合併を考慮して、必要な支払余力を有していることを証明しなければならない。

第3項 共和国内に本店を有する企業との間で新企業が設立される合併の場合には、新企業は本政令第7条に基づいて免許を交付されなければならず、さらに、合併を考慮して、必要な支払余力を有していることを証明しなければならない。

第4項 第1項の合併はISVAPの措置により認可され、その旨がイタリア共和国官報に掲載されなければならない。他の加盟国内に本店を有する企業が合併に関与する場合には、当該加盟国の監督官庁の意見を聴取した後でなければ認可されない。

第5項 共和国内に本店を有する企業が、他の加盟国内に本店を有する企業に吸収される場合、または他の加盟国内に本店を有する企業とともに新企業を設立する合併の場合には、ISVAPは以下のことが存在する場合に限り、その合併を認可する：

- a) 吸収企業または新企業が、合併を考慮して、必要な支払余力を有していること；
- b) 吸収企業または新企業が、第69条および第70条の規定を遵守していること。

第6項 合併に伴って発生する保有契約の包括移転には、第64条第10項の規定が適用される。

第7項 適用される限り、前項までの規定は、企業の分割についても適用される。

(参照：86年法律742号69条、82年法律576号8条)

第66条（強制清算の手続）

第1項 企業の強制清算の措置は、ISVAPの提案に基づき、商工省令により講じられ、その旨がイタリア共和国官報に掲載されなければならない。

第2項 企業の強制清算を決定した命令によって、商工省はISVAPの提出した一覧表の中から、ひとりまたは複数の清算人を任命する措置を講ずる。

第3項 清算人は、商事会社の権限を有して、企業の経営管理を行い、1942年3月16日勅令第267号第194条第2項を継続して遵守する。清算人の権限は精算業務に限定される。

第4項 清算はISVAPの監督の下で行われる。企業が他の加盟国内に所在する支店を介して事業を行っている場合には、当該国の監督官庁の監督をも介して行われる。

第5項 商工省の代理人は、専門家の資格において、1982年8月12日法律第576号の施行日後に実施された強制清算手続監督委員会を構成する。ISVAPは、本政令の施行後90日以内に補完手続を交付する。監督委員会の決定を目的として、前掲の補完に関連して必要な場合には、大統領の投票が優先する。

第6項 強制清算を決定した命令は、もっぱら裁判手続をもって異議を唱えることができる。

(参照：59年統一法典449号80条、86年法律742号70条)

第67条（清算の効果）

第1項 強制清算命令が官報に掲載された日に進行中であった保険契約は、当該日から60日間にわたり危険の保証を継続する。

第2項 保険契約者は、受取証明付きの書留郵便をもって、強制清算命令が官報に掲載された日から契約解約権を行使することができる。解約は清算機関が届出を受理した日の翌日から効力を発生する。

第3項 清算人は、行政上の強制清算に付された企業の保有契約を、適切な合意に基づき、第1項の命令が公布された日から60日以内に、第64条の様式に従って包括移転することができる。1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第88条が適用される。

第4項 清算命令の交付日に第31条の帳簿に記載された第24条の技術的準備金を担保する資産は、第7項に規定される場合を除き、本政令付表Iに示された種目IからIVに含まれる契約、および付帯保険に含まれる契約から生じる債務の充足にあてられる。この結果、以下の者は、先取特権または抵当権の利益を享受するにもかかわらず、清算手続の前に発生した債権の帰属者に優先して充足される：

- a) 清算命令の交付日から60日以内に満期の到来した契約、または保険事故の発生した契約について保険金請求権を有している者、および同期間内に満期の到来した利息請求権を有している者；
- b) カピタリザシオン事業から派生する権利を有している者；
- c) 解約返戻金請求権者；
- d) a文の期日に進行中であった保険契約に関して、数理的準備金の額に比例して権利を有する者；
- e) 数理的準備金の積立を規定していない分配において認められた契約に関して、未経過危険に対応する保険料の部分につき権利を有する者。

第5項 担保資産が前掲a文、b文、c文およびd文の全債権について不十分な場合には、e文の債権が選択される。

1995年3月17日政令第174号

第6項 第5項の債権の支払に先立って、1942年3月16日勅令第267号第111条第1項第1号の費用が支払われる。

(参照：86年法律742号71条、93年法律68号12条)

第68条（未認可企業の強制清算）

第1項 商工省は、免許を取得することなく保険事業を営んでいる企業を、ISVAPの提案に基づいて、行政上の強制清算に付することができる。

第2項 商工省は、保険事業の違法な営業を理由に行政上の強制清算に付された法人について、その資産の欠如が顕著な場合には、ISVAPの提案に基づいて、清算委員会の任命を必要とする場合を除き、当該法人を解散させる。ただし、解散命令の交付日から60日の確定期間内に公表されるべき委員会任命の申請が、債権者または他の利害関係人から明確かつ理由付きでなされた場合には、この限りではない。

第3項 清算人が任命された場合、清算人は、資産の欠如、賠償金の支払または認可に費用の支払に十分な資金がないと判明した場合には、ISVAPに対して負債状態の供託金を供託した後、別段の様式のない清算を要求する認可を申請することができる。

第4項 1942年3月16日勅令第267号第213条第2項および第3項の規定が適用される。

第5項 清算委員会の経費およびその他の手続費用は、道路事故犠牲者の補償基金の自主的経営主体であるCONSAP株式会社の負担による。

第6項 前項の企業との間で締結された契約には、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第75条が適用される。

(参照：86年法律742号72条)

第3章 他の加盟国内に本店を有する企業に適用される規定

第69条（共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 他の加盟国内に本店を有する企業が、共和国内において、営業所に関する事業活動によって付表IA項目に示された事業を開始する場合には、ISVAPに対して、当該加盟国の監督官庁から以下の書類が送付されなければならない：

- a) 当該企業の名称、本店の住所、および当該企業がイタリア国内に開設しようとしている支店の住所を記載した書類；
- b) 企業が、資産とともに、1979年EC理事会指令第267号(n.79/267/CEE)第19条および第20条の最低支払余力を備えている旨を明示した書類；
- c) とくに企業が引き受けようとしている危険および債務の性質、ならびに支店の組織構成を記載した事業方法書；
- d) 支店の統括代理人の任命を証明する書類。統括代理人は、裁判上のすべての行為について、そして支店を設置している加盟国監督官庁に対して企業を代理する権限を有し、契約を締結し、当該加盟国内で営まれる事業に関するその他の書類に署名する権限が記載された委任状を備えていなければならない。統括代理人は、支店の住所と同じ場所に居所を有していなければならない。代理人に法人格が付与されている場合には、この法人は共和国内に本店を有していなければならず、自己の代理人として、イタリア国内に居所を有し、かつ前掲の権限が記載された委任状を備えている自然人を任命しなければならない。

第2項 ISVAPは関係企業の本店所在加盟国の監督官庁に対して、公益上の理由から正当化される条件を、企業が事業を営んでいる場合において遵守しなければならない旨を明示するために、第1項の

届出を受理した日から60日の期間を設定する。

第3項 企業は ISVAP からの認可を受理した日から、または認可が送付されなかった場合には第2項の期間の終了日から、共和国内に支店を設置し、営業を開始することができる。

第4項 企業は第1項の情報の一部を変更しようとする場合には、その変更の少なくとも30日前に、ISVAP に届け出なければならない。ISVAP は変更を審査し、場合によっては、第2項の企業の本店所在加盟国の監督官庁に対して介入する。

(参照：92年指令96号32条、86年法律742号19条)

第70条（共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 他の加盟国内に本店を有する企業が、共和国内において、役務提供の自由に関する事業活動によって、付表 I A 項目に示された事業を開始する場合には、ISVAP に対して、当該加盟国の監督官庁から以下の書類が送付されなければならない：

- a) 当該企業の名称および本店の住所、または当該企業が他の加盟国内に開設している支店を介して営業を行おうとする場合には、当該支店の住所および統括代理人の任命を記載した書類；
- b) 企業が資産の集合体として、1979年 E C 理事会指令第267号 (n.79/267/CEE) 第19条および第20条の最低支払余力を備えている旨を明示した書類；
- c) 企業が営業を認可されようとしている保険種目を記載した書類；
- d) 企業が引き受けようとしている危険および債務の性質を記載した証明書。

第2項 企業は、ISVAP が第1項に定められた書類を受理したと明告した日から、第1項の営業を開始することができる。

第3項 企業は本店所在加盟国の監督官庁を介して、企業が第1項の

内容に施そうとする変更を ISVAP に届け出る責任を負う。

第4項 共和国内において役務提供の自由に関する事業活動を営む場合には、第1項の企業は、たとえ独立した人により経営されている単なる事務所、または自己の企業のために継続して行為を行う責任を負う使用人を介して営業しようとしても、支店、代理人、または共和国内に継続的に所在するその他の機関を利用することはできない。

(参照：92年政令515号11条・12条)

第71条（イタリア語の使用義務）

第1項 第69条および第70条に基づいて ISVAP に対してなされる届出は、イタリア語でなされなければならない。

(参照：92年指令96号38条)

第72条（保険約款の届出）

第1項 第69条および第70条の企業は、ISVAP の要請および非体系的な方法で、保険約款および事業の営業に必要なその他の書類を、ISVAP に届け出なければならない。

第2項 第1項の内容の届出は、企業について事業開始の前提条件とはならない。

(参照：92年指令96号39条)

第73条（本店所在加盟国の監督官庁の監督）

第1項 他の加盟国内に本店を有する企業は、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて、共和国で行おうとする事業についてもまた、本店所在加盟国の監督官庁の財務監督に服する。

第2項 営業所に関する事業活動に基づいて共和国内において活動し

ている企業の本店所在加盟国の監督官庁は、直接にまたは適切な担当者を介して、当該企業に関する監督の遂行に必要な要素をすべて審査するために臨店検査を行うことができる。当該官庁は、当該検査を行う前に、ISVAPに通告しなければならず、ISVAPは必要に応じて、当該検査に参加することができる。

(参照：92年指令96号8条・9条)

第74条 (ISVAPの権限)

第1項 ISVAPは、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて活動している企業に対して、本条の適用に必要なすべての書類を提出するよう要請することができる。

第2項 ISVAPは、共和国内において営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて活動している企業が、遵守すべきイタリア法の規定を守っていないことを確認した場合には、当該企業に対して不正状況を終了させるように勧告する。

第3項 企業が第2項の勧告に従わなかった場合には、ISVAPは、本店所在加盟国の監督官庁に対してその旨を通告し、不正を終了させるための手段を講ずるように要請する。

第4項 不正が継続する場合には、ISVAPは、本店所在加盟国の監督官庁に対して通告した後、企業に対し、不正状況を終了させるに適切な方法を講ずることができる。また、必要に応じて、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づく新契約の引受を禁止することができる。後者の場合には、第63条第2項の規定が適用される。

第5項 違反を犯した企業が、共和国内に営業所を有しましたは資産を所持している場合には、イタリア法に基づいて適用される行政上の制裁措置が、当該営業所または資産について講じられる。

第6項 営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業

活動に対する制裁または制限を講ずる措置は、関係企業に通告されなければならない。

第7項 前項に基づいて講じられた措置について、ISVAPは、企業の費用で、必要と判断される期間にわたり、日刊紙または適切に目的を遂行するための他の公示手段に公告するよう命ずる。

第8項 ISVAPは、講じられた措置について、本店所在加盟国の監督官庁に通告する。

第9項 本店所在加盟国の監督官庁から要請があった場合、およびかかる手段の対象とならなければならぬ資産が示された場合には、ISVAPは本章の企業に対して、共和国内に所在する資産の処分を禁止する。当該官庁から要請があった場合には、ISVAPはこの他に、第53条の措置を講ずる。

(参照：92年指令96号40条、92年政令515号18条、86年法律742号74条)

第75条（営業保険料の通告）

第1項 ISVAPは、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて、共和国内において営業している企業の本店所在加盟国の監督官庁に対し、各営業種目ごとに、再保険を控除しないで、あらかじめ引受方法ごとに区別された営業保険料の総額をる。

(参照：92年指令96号43条、92年政令515号20条)

第76条（公示）

第1項 ISVAPは、第69条および第70条に基づいて、共和国内において付表 I A項目に示された事業の営業を認可された企業の一覧表を、イタリア共和国官報に3ヶ月ごとに掲載する。

(参照：92年政令515号22条)

第77条（保有契約の包括移転）

第1項 営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて締結された保有契約を包括移転しようとする、本章の規定に基づいて共和国内において活動している企業は、ISVAPに対し、包括移転の認可を本店所在加盟国の監督官庁に対して申請した旨を届け出なければならない。

第2項 保有契約が共和国内に所在する企業に移転される場合には、ISVAPは以下の内容を審査した後に、承認を与える：

- a) 謙受企業がイタリア国内に本店を有する企業の場合、当該企業が、包括移転を顧慮して、必要な支払余力を確保していること；
- b) 謙受企業が他の加盟国内に本店を有する企業の場合、当該企業の本店所在加盟国の監督官庁が、当該企業が、包括移転を顧慮して、必要な支払余力を確保していると確認したこと。

第3項 保有契約が他の加盟国内に所在する企業に移転される場合には、ISVAPは以下の内容を審査した後に、承認を与える：

- a) 謙渡企業の本店所在加盟国の監督官庁が、謙受企業が、包括移転を顧慮して、必要な支払余力を確保していると確認したこと；
- b) 謙受企業が、共和国内において第70条の条件を充足していること。

第4項 本条に基づいて包括移転の対象となる保有契約は、いかなる場合においても、非加盟国内に所在する謙受企業の支店に対して包括移転されない。

第5項 ISVAPは、自己の承認によってなされた第1項の保有契約の包括移転について、イタリア共和国官報に掲載することにより、通告を与える措置を講ずる。

第6項 謙渡企業の本店所在加盟国の監督官庁が認可し、ISVAPが同意をして発効した、第1項の企業が締結した契約の任意包括移転、全部または一部の包括移転は、移転契約の解除原因とはならない。

ただし、共和国内に居所を有する契約者または本店を有する法人は、第5項の通告の公示日から60日以内に、当該契約を解約することができる。

(参照：92年政令515号23条)

第78条（税務代理人）

第1項 第70条に基づいて共和国内において営業しようとする企業は、締結された契約に関する保険料について、1961年10月29日法律第1216号およびその後の修正で定められた租税の納入を目的として、税務代理人を任命しなければならない。

第2項 代理人は共和国内に住居を有し、その任命はローマ登記所およびISVAPに届け出られなければならない。

第3項 自己の営業所を共和国内に有する第1項の企業は、当該営業所を介して、税務代理人に帰属する職務を行わせることができる。

第4項 税務代理人は、企業が営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて締結した契約を、個別に明示した帳簿を有していなければならない。その中には、契約ごとに、契約者の属性、契約番号、契約締結日、満期日、保険料の額、保険料率、税率および税額が記載される。帳簿は保険料の徴集日または保険料率に従って、時系列的に備え置かれなければならず、契約は契約締結日から1ヶ月以内に帳簿に記載される。代理人は各契約の写しをもまた保持しなければならない。

第5項 代理人は、ローマ登記所に、前月に徴集した保険料を届け出なければならない。その場合、適用される税率に従って保険料が分類される。代理人は届出時に税金を納入する。

第6項 租税代理人に対しては、1961年10月29日法律第1216号およびその後の修正第12条、第24条および第28条に定められた規定が適用される。

1995年3月17日政令第174号

(参照：92年政令515号24条)

第79条（公益に関する国内法規の遵守）

第1項 公益を保護する国内法規に違反する本章の企業との契約の締結、および公示に対する請願は禁止される。

(参照：92年指令96号28条、92年政令515号12条、86年法律742号83条)

第80条（損害保険の営業）

第1項 各本店所在加盟国内において、付表IA項目に示された保険種目の他に、損害保険政令付表A項目に示されたひとつまたは複数の種目の営業が認可された本章の企業は、共和国内においてもまた、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて、当該種目を営業することができる。その場合、本政令の規定に準拠する。

(参照：92年指令96号16条・28条)

第4章 非加盟国内に本店を有する企業に適用される規定

第1節 事業開始の条件

第81条（共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 非加盟国内に本店を有し、共和国内において付表IA項目に示された事業を営もうとする企業は、ISVAPの措置で認可を受け、イタリア共和国官報にその旨が掲載されなければならない。免許はイタリア領土内に限り有効である。第7条2項の規定が適用される。

第2項 第86条に定められている場合を除き、本店所在国において、第1項の保険種目と損害保険政令付表A項目に示されている保険種

目との兼営が認められている企業には、免許は交付されない。

第3項 免許を申請する企業は、共和国内に支店を設立し、さらに共和国内に住所と居所を有し、第69条第1項の権限、および本条第4項b文に定められた供託金の積立および維持に必要な業務を行う権限を有する統括代理人を任命しなければならない。代理人に法人格が付与されている場合には、第69条第1項の規定が適用される。

第4項 企業はこの他に、以下のことを証明しなければならない：

- a) 本店所在国の法律に従って、第5条に示された形態のひとつ、またはそれと同等の形態で合法的に設立され、免許の申請にあたり、付表A項目に示された種目に対応する单一または複数の種目の保険を、当該国内において合法的に営業していること；
- b) 第90条に示された保証基金の最低限度額以上の額を積み立てるための資産を、共和国内に保有していること。および預金貸付金庫またはイタリア銀行において、前掲の最低限度額の半額以上を、担保として現金または有価証券で供託したこと。

第5項 統括代理人または支店の実際の営業を委任された人は、第42条第3項の規定が適用される。

第6項 本条第4項b文に基づく供託金の積立に充当される資産は、1925年1月4日勅令第63号で承認された私保険事業に関する法律の施行規則第27条の規定が適用される。

(参照：86年法律742号25条)

第82条（その他の免許交付条件）

第1項 企業は免許を受領するために、この他に以下のことを行わなければならない：

- a) 申請書類とともに、以下の書類を提出しなければならない：
 - 1) 民法第2506条の規定を遵守して作成された設立趣意書および定款、支店の設立決議証明書、および統括代理人の任命証明書

の公正謄本；

- 2) 共和国内にある統括代理人の住所の証明書；
 - 3) 取締役および経営責任者の名簿；
 - 4) 本店所在国の監督官庁の作成したもので、企業が営業することを認められた付表A項目に示された営業種目、および実際に行っている営業を記載した証明書；
- b) 共和国内に設立された支店に、共和国内において営業している事業の特別帳簿を備え置かなければならず、行われた取引に関する書類を保存しなければならない；
- c) 第90条以下の規定に従って、支払余力を確保しなければならない；
- d) 第83条の規定に従って、共和国内において営もうとする事業方法書を提出しなければならない；
- e) 本政令に基づいて、免許を交付するために必要なその他のすべての書類を作成しなければならない。

(参照：86年法律742号19条・25条)

第83条（事業方法書）

第1項 事業方法書には以下の内容が記載されなければならない：

- a) 企業が引き受けようとする危険と債務；
- b) 保証基金の最低限度額以上の額を積み立てるための財源項目；
- c) 共和国内における経営管理および技術部門の創設費、中心および周辺部門の営業創設費、代理店および営業機構の開設に必要な予算、ならびに企業が共和国内において保有する機構基金を構成する資産項目。ただし、この基金は、第10条第5項に基づいてISVAPが決定した額の半額を超えてはならない；
- d) 企業が引受危険を出再する場合の基準。

第2項 事業方法書はこの他に、最初の3事業年度に関して、第12条

第2項の内容に関する予測を記載しなければならず、それには第13条の技術的報告書が添付されなければならない。

第3項 この他に直近3年間の貸借対照表、および企業の事業期間が3年未満の場合には、直近の貸借対照表が添付されなければならない。

(参照：86年法律742号20条)

第84条（免許の拒否）

第1項 企業が前条までの営業開始条件の全部または一部を遵守しない場合、および以下の場合には免許が交付されないことがある：

- a) 企業が第83条第1項c文の機構基金を構成する資産項目を、共和国内に十分に有していない場合；
- b) 事業方法書が、保険企業の健全な経営に関する財務要件、および技術的規則を充足していない場合；
- c) 統括代理人または支店の実際の営業を委任された人が、第42条第3項の要件を充足していない場合。

第2項 この他に、企業の本店所在国が、当該国内において支店を設立しようとする、またはすでに設立した共和国内に本店を有する企業について、待遇の平等性の原則または相互主義の原則を遵守しない場合には、免許が交付されないことがある。

(参照：86年法律742号23条・26条)

第85条（他種目への免許の拡張）

第1項 付表A項目に示されたひとつまたは複数の種目の営業について、すでに免許が交付されている企業は、付表同項目に示された他の種目にその営業を拡張する場合、第81に定められた形式および様式で認可されなければならない。

第2項 拡張免許を取得するためには、企業は以下の行為を行なわな

ければならない：

- a) 第83条に定められた内容に従って作成された免許が申請される新種目に関連する事業方法書を提出すること。それには、同条に定められた書類が添付される；
- b) 支払余力および保証基金について、規定の通りであることを証明すること。

第3項 事業方法書には、第13条の技術的報告書の他に、承認された最新の貸借対照表を添付しなければならない。

第4項 本条の規定は、第15条第4項に示された場合にも適用される。
(参照：86年法律742号27条)

第86条（傷害・疾病保険の営業免許）

第1項 損害保険政令付表A項目に示された種目1（傷害）および種目2（疾病）を當もうとする本章の企業は、本店所在国の同等の免許が交付されていることを条件として、本政令に定められた規定に従って、この免許を交付されることができる。

第87条（他の適用規定）

第1項 第7条第3項および第4項、第8条、第14条、第18条ならびに第19条に含まれた規定は、本章の企業についても適用される。
(参照：86年法律742号28条)

第2節 営業の条件

第88条（監督）

第1項 本章の企業の支店はISVAPの監督の対象となる。それには、第20条第2項、第3項および第4項の規定が適用される。
(参照：92年指令96号8条)

第89条（技術的準備金）

第1項 本章の企業は、支店の保有契約に含まれる保険および事業活動について、技術的準備金の原則に関する第24条以下の規定に従わなければならない。

第2項 技術的準備金の担保に供される資産の所在地に関しては、第26条第7項の規定が適用される。ただし、被保険者および保険金請求権者の利益を保護するために必要とみなされる場合には、ISVAPは、当該資産を共和国内に所在するように要請することができる。

（参照：86年法律742号48条）

第90条（支払余力および保証基金の算定）

第1項 本章の企業は、支店に関して適用される限りにおいて、第33条第2項以下の規定に従って積み立てられる支払余力を確保しなければならない。

第2項 支払余力は、支店により営まれる事業を考慮して、第35条および第36条の規定に従って算定されなければならない。

第3項 支払余力の3分の1以上は、保証基金を構成しなければならない。この基金の額は、第36条に定められた金額の半分を下回ってはならない。

第4項 支払余力を構成する資産は、保証基金の総額が積み立られるまで共和国内に備え置かれなければならない。この金額を超える部分については、他の加盟国内に備え置かれることができる。

第5項 第1項の規定は、他の加盟国内においても活動が認められている企業で、第91条に基づいて、他の加盟国のうちのひとつの監督官庁が行う支払余力に関する包括的監督の対象となっている企業には適用されない。

（参照：86年法律742号48条・49条）

第91条（複数の加盟国内において活動する企業の優遇措置）

第1項 共和国内における事業免許を申請する際、ひとつまたは複数の加盟国内において、付表ⅠA項目に示された事業の営業に関してすでに免許を交付されているか、または当該国に事業免許を申請している本章の企業は、以下の内容を申請することができる：

- a) 第90条第2項に違反する場合には、加盟国内に所在する支店による包括的な事業活動を考慮して、支払余力を算定する権限が与えられること；
- b) 第81条第4項b文に定められた担保を、当該加盟国のうちの一国内だけに積み立てる権限が与えらえること；
- c) 企業が支店を有する加盟国のいずれか一国内に、保証基金の最低限度額を構成する資産を備え置く権限が与えられること。

第2項 第1項の申請は、ISVAPおよび他の関係加盟国の監督官庁に提出される。

第3項 第1項に定められた優遇措置は、共和国内における営業免許を交付された後に、ひとつまたは複数の他の加盟国内においても支店を設立しようとする企業によっても、申請されることができる。

第4項 企業は申請にあたり、加盟国内に設立されている支店が行なっている事業の全体に関する支払余力の監督を委託する監督官庁を明示しなければならない。その申請には理由が示されなければならない。

第5項 この申請が承認された場合には、企業はヨーロッパ連合内において営まれる全事業に関する支払余力の監督が委託された監督官庁の所在加盟国内において、第81条第4項b文に定められた担保を設定しなければならない。

（参照：86年法律742号51条）

第92条（優遇措置を適用する条件と制限）

第1項 第91条第1項の優遇措置は、すべての関係加盟国が連帶して同意することにより承認される。優遇措置は、すべての関係加盟国の同意の後に、支払余力の包括的な監督を委託された監督官庁が、関係加盟国に対して、監督を行なう体制が整えられたことを通告した日から発効する。優遇措置が関係加盟国の監督官庁のひとつにより取り消された場合に、優遇措置はすべての関係加盟国において効力を失う。

第2項 支払余力の包括的な監督を委託された監督官庁は、その他の関係監督官庁から、当該監督の実行に必要な情報を取得する権限を有する。

(参照：86年法律742号52条)

第93条（優遇措置を享受する企業に関する支払余力の算定）

第1項 第91条第1項の優遇措置が承認された企業は、加盟国内に所在する全支店による事業活動において営まれている包括的事業を考慮して、支払余力を算定しなければならない。

(参照：86年法律742号53条)

第94条（事業方法書の実施状況の監督）

第1項 ISVAPは、第83条に基づいて提出された事業方法書の実施状況を監督する。

第2項 企業は最初の3事業年度に関して、事業方法書の遂行に関する計算書類を、半年ごとにISVAPに提出する義務を負う。

第3項 ISVAPは、事業方法書および定款の変更内容、ならびに第82条第1項a文に示された人に関連する違反をすべて、ISVAPに届け出なければならない。事業方法書の変更内容は、ISVAPにより認可されなければならない。

(参照：86年法律742号54条)

1995年3月17日政令第174号

第95条（傷害・疾病保険の営業条件）

第1項 共和国内において種目1（傷害）および種目2（疾病）の営業免許を交付され企業は、損害保険政令に定められた営業条件に従わなければならない。この場合、第21条、第61条および第67条の規定が適用される。

第96条（料率の決定。技術的基礎および保険約款の届出）

第1項 第22条および第38条第1項、第3項および第4項の規定は、本章の企業についても適用される。

第97条（非加盟国内に本店を有する企業の共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する禁止事項）

第1項 非加盟国内に本店を有する企業は、共和国内において、役務提供の自由に関する事業活動によって付表Iに示された事業を営むことを禁止される。本項は、他の加盟国内に本店を有する企業の他の非加盟国内に所在する支店についても適用される。

第2項 共和国内に実際の住所を有する者、または本店を有する法人は、第1項の規定に違反して活動している企業との間で契約を締結してはならない。この他に、契約の締結に関するいかなる仲介形態も禁止される。

（参照：86年法律742号27条の4）

第3節 商工省およびISVAPの措置

第98条（技術的準備金および支払余力に関する規定の違反）

第1項 本章の企業の支店が技術的準備金および支払余力に関する規定に違反する場合には、それぞれ場合に応じて、第50条、第51条および第53条の規定が適用される。

第2項 第91条に基づいてISVAPがその支払余力を監督している企

業で、他の加盟国も含めて外国に所在する企業の支店が支払余力に関する規定に違反した場合には、ISVAPは共和国内に所在する第51条および第53条の措置を講ずる。当該支店が資産を保有する他の加盟国の監督官庁に対して、その旨を通告する。

第3項 第2項の措置が講じられた場合、ISVAPは、当該支店が資産を保有する他の加盟国の監督官庁に対して、資産の処分を禁止するよう要請することができる。その場合、これらの手段の対象となるべき資産を指定する。

第4項 支払余力の状態が、第91条に基づいて、他の加盟国の監督官庁により監督されている場合、第2項の措置の採用権限は、共和国内に企業が保有している資産につき、第3項の権限を行使することのできる監督官庁に帰属する。

(参照：92年指令96号12条、86年法律742号50条)

第99条（免許の取消および失効）

第1項 企業は第54条第1項に定められた場合には、支店に対して交付された免許を失う。

第2項 支店に対してなされた免許の取消は、第55条に定められた場合には、ISVAPの提案に基づき商工省によりなされる。

第3項 この他に、免許は以下の場合に取り消される：

a) 企業の本店所在国の監督官庁が、イタリア国内に本店を有する企業について、待遇の平等性と相互性の利益を否定した場合；

b) 前掲監督官庁が、イタリア企業の保有する財産の自由な処分を制限した場合、または共和国内における通常の営業活動について企業に必要な資金の移転を阻止する場合。

第4項 企業の本店所在加盟国において付表IA項目に示された保険事業の免許が取り消された場合には、第1項の企業に交付されて免許は取り消されなければならない。ヨーロッパ連合内において当該

企業の行なっている全営業活動に必要な企業の支払余力の状態を監督する加盟国の監督官庁が、支払余力および保証基金の確保に不備があると判断して同等の措置を講じた場合には、その免許は取り消されなければならない。この場合、取消は当該企業の全営業種目に関してなされなければならない。

第5項 取消および失効の各場合に応じて、第54条第2項および第56条の規定が適用される。

(参照：86年法律742号56条・57条)

第100条（免許取消の効果）

第1項 支店に対してなされた免許取消の効果は、第58条により規律される。

第2項 取消措置が第99条第3項a文およびb文に示された理由で講じられる場合には、ISVAPは本章の企業が当該支店を任意清算に付することを認めることができる。この場合、ISVAPは企業に対して、当該措置を講ずる期間を定める。この期間が終了しても企業が当該措置を講じない場合には、商工省はISVAPの提案に基づいて、企業の支店を行政上の強制清算に付する。

(参照：86年法律742号59条)

第101条（他の加盟国の監督官庁への通告）

第1項 本章の企業に対してなされた免許の取消、免許の失効、行政上の強制清算および第100条に定められた措置は、ISVAPによって、当該企業が活動している他の加盟国の監督官庁に通告される。

(参照：86年法律742号61条)

第4節 他の適用規定

第102条（貸借対照表、計算書類および他の経営管理の遂行）

第1項 本章の企業は、会社の営業、貸借対照表および関連書式の作成、共和国内において営まれる事業に関する財務状況および特別な決算書の作成、貸借対照表の承認期間、ならびに、民法第2435条の書類を添付したものをISVAPへ提出する期間については、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第55条、第56条、第58条および第61条の規定に従う。

第2項 第1項の企業には、この他に、第61条第3項に含まれる規定が適用される。

第3項 第1項の企業は、共和国内に所在する各支店の支払余力の状況に関して、第61条第2項に含まれる規定に従わなければならない。同企業はこの他に、ISVAPが第91条に基づいて支払余力の状況の監督権限を行使している場合、ヨーロッパ連合内に所在する全支店の支払余力の状況に関して、前掲の規定に従わなければならない。

第4項 損害保険政令付表に示された保険事業を、直接にまたは共和国内の支店を介して営んでいる会社が、本法の付表の事業を営んでいる企業と、資金面、取引面または経営管理面において関係する場合には、ISVAPは、取り決められた合意または協定が、経費および収益の配当を歪めることのないように監督する。

(参照：86年法律742号65条)

第103条（貸借対照表の承認）

第1項 本章の企業は、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第58条に定められた財産状況に関する証明書および特別な決算証明書に関し、第62条の規定に従わなければならない。

第104条（保有契約の包括移転）

第1項 共和国内に所在する支店の保有契約が任意に包括移転される

場合には、譲渡企業は第64条第1項および第2項に基づいた認可を受けなければならない。

第2項 移転は以下の企業に対して行われる：

- a) 移転する保有契約が非加盟国内に所在する支店に対して移転しないという条件で、共和国または他の加盟国内に本店を有する企業；
- b) 移転する保有契約が共和国内に所在する当該企業の支店に対してなされるという条件に限って、非加盟国内に本店を有する企業。

第3項 第2項a文の場合には、譲受企業は第64条第3項および第6項の要件を充足しなければならない。

第4項 第2項b文の場合には、譲受企業の支店が、包括移転を考慮して、必要な支払余力を確保していることが審査された場合に認可される。支払余力の監督が、第91条の規定に定められたものと一致して、企業の営業所について他の加盟国の監督官庁に委任されている場合には、この審査権は証明書を発行する当該官庁に帰属する。

第5項 この他に、第64条第10項および第11項の規定が適用される。

(参照：92年指令96号49条)

第105条（他の適用規定）

第1項 本章の企業には、第57条の規定が適用される他に、第98条の規定を考慮する限り、第59条、第63条、第66条、第67条および第68条の規定が適用される。

第5節 法人の設立および支配権の取得に関する規定

第106条（非加盟国内に本店を有する企業の保険事業免許の取得、および支配保有の取得に関する通告）

第1項 ISVAPはヨーロッパ連合委員会に、以下の内容を通告する：

- a) 非加盟国内に本店を有する企業により支配される新規設立の企

業に対して交付された、保険事業に関するすべての認可内容；

- b) 共和国内に本店を有する企業に対する支配権を、非加盟国内に本店を有す企業が取得することに対するすべての認可。

第2項 第1項a文の状況にあると判断された企業が認可された場合には、支配関係の構造は、ISVAPが委員会に送付した通告の中に、特別かつ詳細に記載されなければならない。

(参照：86年法律742号27条の2)

第107条（互恵主義の侵害）

第1項 ISVAPは委員会に対し、共和国内に本店を有する企業が非加盟国内において、営業所に関する事業活動に基づいて、事業開始および営業を行うことができなくなった旨を通告する。この場合には、1991年1月9日法律第20号第10条第5項の規定が適用される。

第2項 ISVAPは委員会の決定に従い、第106条第1項の状態にあるとみなされる企業に対して、3ヶ月間にわたり免許交付手続を中断する。この期間経過後、委員会の決定がヨーロッパ連合理事会により延期された場合には、免許は否定される。

第3項 第2項の規定は、保険企業による被支配会社、またはヨーロッパ連合において正当に認可された被支配会社、および保険企業における被支配会社の支配権の取得には適用されない。

第4項 ISVAPは、要請に応じて、以下の内容を委員会に報告する：

- a) 非加盟国内に本店を有する他の企業により支配されている新設立企業が提出した、事業認可に関するすべての申請；
b) 非加盟国内に本店を有する企業が、共和国内に本店を有する企業の支配権を取得したことに対する認可に関するすべての申請。

(参照：86年法律742号27条の3)

第5章 契約に関する規定

第108条（契約に適用される法規）

第1項 債務加盟国がイタリア共和国の場合、契約には、国際私法の規定を排除して、イタリア法が適用される。

第2項 ただし、当事者は、強行規定の適用上生じる制限を除いて、契約に他加盟国の法規を適用するよう合意することができる。

第3項 本条が適用されない限り；1984年12月18日法律第975号で有効とされている1980年6月19日ローマ条約の規定が適用される。この場合、適用のために、契約は債務加盟国のより制限された関連を提示すると推定される。

（参照：92年政令515号26条）

第109条（契約者への情報提供）

第1項 営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて、共和国内において事業を営んでいる企業は、契約者に対して、契約を締結する前に、付表II A項目に示された情報を提供しなければならない。

第2項 契約者に対して、契約期間中、付表II B項目に示された情報を提供されなければならない。

第3項 第1項および第2項の情報は、明瞭かつ正確に書面で提供されなければならない。それらは、契約者が別の言語で作成することを要求しない限り、イタリア語で作成されなければならない。

第4項 契約者が契約の本質的内容を十分に理解するために必要である場合、ISVAPは、企業に対して、付表IIに示された情報に関する補足情報を提供するように命ずることができる。

第5項 第2章および第4章の企業は、この他に、申込証、保険証券および一般大衆に認識させるために必要なその他のすべての書類の

中に、以下の表示をしなければならない：「ISVAPの認可により保険事業の営業が認可された企業」、当該措置の発効日、および証書を公示したイタリア共和国官報の日付と番号。複数の認可がなされた場合には、最初の措置の必要事項を示すだけで足りる。

(参照：92年指令96号31条)

第110条（割引）

第1項 付表IA項目に示された事業を営んでいる企業は、自然人と間で締結される契約につき、関係規則が、関係料率に関連して、第109条の契約者に対する重要な情報について適用される手段および様式に関して、詳細に示されることを要件として、一般的な割引を行うことができる。

第111条（契約者の契約解除権）

第1項 契約者は、付表IA項目の種目I, II, III, IVおよびVに含まれる契約について、契約が締結されたことが届け出られた日から30日以内に、解除することができる。

第2項 企業は契約者に対して、第1項の解除権を通告しなければならない。この権利の行使の期間および様式は、申込証および保険契約書の中に明示されなければならない。

第3項 契約者からの解除の通知は、契約上の債務から将来に向けて契約者を免除する。

第4項 企業は解除通知を受理した日から30日以内に、保険契約者に対して、この者が支払った保険料を全契約期間にわたって償還する。企業は契約締結の費用の償還を要求することができる。その場合、その金額は申込および契約締結において決定され、かつ算定される。

第5項 本条の規定は、保険期間が6ヶ月以下の契約には適用されない。

1995年3月17日政令第174号

(参照：92年政令515号16条、90年指令619号15条)

第112条（申込の撤回）

第1項 第111条の契約に関する申込は、撤回することができる。

第2項 契約者が払い込んだ費用は、撤回の通知の日から30日以内に、
保険企業から償還されなければならない。

第3項 第111条第4項の費用は償還から除外される。

(参照：92年政令515号17条)

第6章 保険事業の営業に関する法律の修正および補完

第113条（廃止）

第1項 1959年2月13日共和国大統領令第449号第13章第1節および
第2節は廃止される。

第2項 1986年10月22日法律第742号は、本政令第119条に規定されて
いる場合を除いて、廃止される。

第3項 1992年12月23日政令第515号は廃止される。

第4項 1993年3月19日法律第68号第12条第20項は廃止される。

第114条（1991年1月9日法律第20号の修正）

第1項 1991年1月9日法律第20号は、以下の内容で修正かつ補完さ
れる：

a) 第5条は、以下の内容に代わる：

「第5条（保有受入の届出義務）

第1項 すでに直接的または間接的に、単独でまたは集団で
行われている保有により、被保有会社が支配された場合には、
企業は契約日の30日以内に、他の会社の保有を受け入れた旨を、
直接にまたは被支配会社、信託会社もしくは第三者を介して、

ISVAPに届け出なければならない。支配のために、議決権の行使に留保が備わっている場合には、質権、用益権または寄託に関する証券の保有もまた考慮される。

第2項 第1項の期間内に、単独でまたは集団で行われている保有により、保有が企業または被保有会社の資本金の5パーセントの枠を超える場合には、流動資産の使用により受け入れられた他のすべての保有が届け出られる。届出義務は、新たに前掲の制限を超えた届出済の保有の増加についても存在する。

第3項 ISVAPは、本条に基づいて受理された届出に関する情報を、ただちに公告しなければならない。

第4項 本条は、同じ事業を営む会社における保有を引き受ける企業には適用されない」。

b) 第9条第1項は、以下の内容に代わる：

「**第1項** 保険企業の株式または持分の取得または引受が、直接にまたは被支配会社、信託会社もしくは第三者を介して行われた場合には、すでに直接的にまたは間接的に保有されている株式または持分をも考慮して、保有が企業の資本の5パーセントを超えた日から30日以内に、企業およびISVAPに対し書面によって報告されなければならない。その後の持分の変化は、増加もしくは減少量が前掲の限度を超えた場合には30日以内に、または保有が前掲の割合内で減少した日からただちに報告されなければならない。かかる制限にかかわらず、企業の支配をもたらす範囲内における保有の取得、引受および変化は、事前にISVAPに対して届け出られなければならない」。

c) 第10条の表題は、以下の内容に代わる：

「**保険企業の資本における支配保有と認定保有の認可**」；

d) 第10条第1項は、以下の内容に代わる：

「**第1項** 直接にまたは被支配会社、信託会社もしくは第三者

を介して相次いで行われた、保険企業の株式または持分の取得または引受の結果、認定された引受または企業の支配がもたらされる場合には、すでに直接的にまたは間接的に保有されている株式または持分をも考慮して、ISVAPに対し事前に届け出られなければならない。ISVAPは届出日から3ヶ月以内にその旨を公示しなければならない。保険企業の資本を支配するに至った会社の支配権の獲得についてもまた、認可が必要とされる」；

e) 第10条第2項の後に、以下の内容が挿入される：

「第2項の2 本法の目的に照らして、直接にまたは被支配会社、信託会社もしくは第三者を介して行われた、資本もしくは議決権の少なくとも10パーセントを超える保険企業の所有の事実は、認定保有とみなされる。この他に、前掲の制限を下回るが、保有している企業との特別の合意により、支配的ではないが、これに対し著しい影響を与える可能性を与えるものもまた、認定保有とみなされる」；

f) 第10条第4項は、以下の内容に代わる：

「第4項 第1項に基づいて認可された主体が認可に必要な要件を喪失した場合には、その日から30日以内に、ISVAPに届け出られなければならない。要件の喪失が支配権の獲得をもたらした行為、または他の主体による保険企業の認定保有を原因とする場合には、これらの行為が ISVAPにより事前に認可されなければならない」；

g) 第11条第4項の後に、以下の内容が挿入される：

「第5項 商工省は ISVAP の提案に基づき、保険企業の認定保有または支配獲得に関する認可の承認、停止および取消基準を自己の省令で決定する。その場合、認可に利害関係を有する者が充足すべき要件を決定する。この者が法人の場合には、前掲

の要件は、同法人の取締役、理事および監査役が充足していかなければならない。これには第4項最終項の規定が適用される」；

h) 第16条は、以下の内容に代わる：

「第1項 第5条、第9条、第10条および第15条第1項に定められた届出の遅延、不完全さまたは不実は、200万リラ以上2000万リラ以下の行政罰に処せられる。遅延が60日を超える場合は、制裁額は倍増する。

第2項 前項の届出の懈怠または90日以上の遅延は、400万リラ以上4000万リラの罰金刑に処せられる。第15条第1項に関する届出の懈怠または遅延が、被保険者の利益に向けられた保証金を侵害する場合には、6ヶ月以下の禁固および1000万リラ以上5000万以下の科料に処せられる。この他の刑罰として、企業は自己の費用で国内において販売されている経済新聞1紙を含んだ2紙以上の新聞に、判決内容を掲載しなければならない」。

i) 第23条は廃止される。

(参照：92年指令96号14条、91年法律20号10条・11条)

第7章 暫定規則および終則

第115条（経営者の誠実性および専門性の要件）

第1項 第9条第2項c文の命令が発効するまで、本政令の対象となる企業の経営権、管理権および支配権の帰属者は、以下の要件を充足しなければならない：

- a) 3年以上の事業年度にわたり、資本金または設立基金の額が5億リラを超える保険、信用もしくは金融会社または企業の取締役、監査役もしくは理事の職に従事していたこと；
- b) 行政に対する犯罪、公的経済、工業および商業に対する犯罪、ならびに財産に対する犯罪について、破産法、会社および法人の

分野に関する民法、ならびに税金と金融の分野の現行法規に規定されている犯罪について、そして2年以上5年以下の懲役刑として法定された過失によらない他の犯罪について、有罪が宣告されたこと、無期もしくは3年以上の公職禁止の刑罰を受けたこと、その者が直近の3年間に、破産手続、異常な経営もしくは行政上の強制清算にあった会社の役員、取締役、監査役もしくは清算人であったことが報道されていないこと。

第2項 第1項a文の要件に関連する機関について、当該機関の少なくとも3分の1以上の者が要件を充足していなければならない。

(参照：86年法律742号9条2項c文・15条1項d文)

第116条（他の加盟国の弁務官に関する証明）

第1項 本政令の適用にあたって、他の加盟国内に所在する弁務官は、犯罪記録保管所の抄本、またはそれがない場合には、居住国の司法または行政官庁の交付した同等の他の書類を作成することができる。

第2項 居住加盟国内において、第1項に示された書類の交付が規定されていない場合には、当該書類は宣誓声明に代替される。この声明が規定されていない加盟国では、宣誓または声明を証明する書類を交付する居住加盟国の司法もしくは行政官庁に係する者または公証人によりなされる声明に代替される。

第3項 第1項および第2項に示された書類は、交付後3ヵ月が経過する前に提出されるなければならない。

(参照：86年法律742号89条)

第117条（資本金および基金に関する規定の違反）

第1項 本政令の施行期日前に付表IA項目に示された事業の営業が認可された第2章の企業は、自己の資本金または保証基金が不足している場合には、本政令の施行期日から5年以内に、その額を第10

条第1項および第2項に定められた最低水準まで高めなければならぬ。

第2項 本政令の施行期日前に損害保険政令付表項目a番に定められたひとつまたは複数の種目の営業を認可されていた企業は、この他に、自己の資本金または保証基金が不足している場合には、同様の期間内に、その額を同政令第12条第1項に定められた最低水準まで高めなければならない。

第3項 資本金または保証基金を第1項に定められた最低水準に到達するためには必要な金額に至るまで、本条の規定に基づいて、1回または複数回にわたり実行された資本金または保証基金の増額は、100万リラを限度として、登録税、抵当権設定税および不動産登記税が課税される。

第118条（本政令の施行期日前に認可された料率および保険約款）

第1項 第2章および第4章の企業は、ISVAPに対して届け出ることなく、本政令の施行期日前に認可された料率および保険約款を使用することができる。この料率および保険約款を改定する場合には、第38条の規定が適用される。

第119条（技術的準備金の算定および担保に関する規定）

第1項 本政令の施行期日前に締結された保険契約について、第2章および第4章の企業は、第24条および第25条の規定にかかわらず、当該日に有効であった算定原則を使用することができる。

第2項 1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第23条、第24条、第25条および第26条、ならびに1986年10月22日法律第742号第62条および第63条の規定に基づいて、引き受けた危険に関する掛金をINAへ譲渡した第1項の企業は、第26条の規定にかかわらず、技術的準備金の確保に備える。その準備金の額は、

1994年6月23日法律第403号が代替した1994年5月23日暫定措置令第301号第2条に定められた規定に従った債務の譲渡期日前に実行された法定譲渡に適合した額を、第1項で算定された支払余力から引き出して得られた額を限度とする。この企業およびCONSAPとの間でなされた商工省へ届け出るべき協定は、前掲の法定譲渡に関連して発生する関係を規律する。

第3項 第1項の企業は、1998年12月31日までに第29条第1項a文の規定に適合しなければならず、1999年12月31日までに同条第1項c文の規定に適合しなければならない。

第4項 第24条以下の規定に違反する第2章の企業は、自己の申請に応じて、ポルトガルおよびスペインで引き受けた債務に関連する支払余力については、1995年12月31日までに、そして、ギリシアで引き受けた債務に関連する支払余力については、1998年12月31日までに、かかる加盟国の制定法に基づいて、かつ各監督官庁の監督に従って、決定し、構成し、担保する。

第5項 第1項の企業に帰属する他の加盟国内に所在する支店には、第1項の規定が適用される。当該企業は、本政令の施行期日前に前掲支店において確保されていた支払余力を構成する資産を、1999年12月31日までに第26条以下の規定に適合させる期間を有する。

(参照：92年指令96号45条・46条)

第120条（補完年金形態）

第1項 ヨーロッパ連合内において適切な調整規定が施行されるまでは、第49条および第70条の企業は、1993年4月21日政令第124号およびその後の修正第6条第1項b文および第2項に基づいて、年金基金の運営に関する協定を締結すること、および同政令第9条で開設される年金基金を設立することにより、補完年金形態を設立することが禁止される。

(参照：92年指令96号45条・46条)

第121条（現行の行政上の措置）

第1項 第9条第2項d文の措置が有効になるまで、1991年7月11日の官報に掲載された1991年7月10日付けの「保険企業または保険法人の株式または持分の取得または引受に関する私保険団体利益企業監督局による認可の交付、中断および取消の基準の決定」と題された商工省令が適用される。

第2項 第29条に定められたISVAPの措置が有効になるまで、1988年9月6日付けの「生命保険事業を営む企業に関する特別資産への支払余力の投資の最高限度額に関する決定」と題された商工省令が適用される。

第3項 第61条第2項に定められたISVAPの措置が有効になるまで、1988年6月2日付けの「1986年10月22日法律第742号第65条第2項に基づく生命保険企業の支払余力を証明する一覧表のひな型の承認」、および「1986年10月22日法律第742号第30条第1項に定められた法人および企業に関する、同法律第742号第65条第2項に基づく生命保険企業の支払余力を証明する一覧表のひな型の承認」と題された商工省令が適用される。

第122条（本政令の施行期日前に保険事業免許が交付された企業）

第1項 共和国内において、付表IA項目に示された事業に関し、本政令の施行期日前に第2章の企業に対して交付された免許は、他の加盟国および非加盟国内において活動する場合にも有効である。ただし、いまだ外国で事業を行う権限のない企業については、第2章および第4章の規定に従う義務がある。

第2項 本政令の施行期日前に、役務提供の自由に関する事業活動に基づいて外国で保険事業を営んでいる場合、明確な権限のない企業

1995年3月17日政令第174号

は、1995年6月30日までに第1項の義務を履行しなければならない。

第123条（本政令の施行期日前に営業所に関する事業活動を営んでいた企業）

第1項 本政令の施行期日前に、共和国内において、付表IA項目に示された事業の営業が認可された第3章および第4章の企業の支店で、施行期日前に営業を行っていた支店は、本政令の規定に従って、免許に明記された種目の事業を継続することができる。

（参照：92年指令96号48条）

第124条（本政令の施行期日前に役務提供の自由に関する事業活動を営んでいた企業）

第1項 本政令の施行期日前に、1992年12月23日政令第515号に基づいて、共和国内で役務提供の自由に関する事業活動を営んでいた企業は、以下の内容を行うことができる：

- a) 前掲政令第13条に基づいて活動することが認められている場合には、本政令に従って、免許に明記された種目において事業を継続すること；
- b) もっぱら前掲政令第12条に基づいて権限を有する場合には、本政令第70条に基づく事前届出を行うことにより、すでに営業している領域における契約の締結を、自己の裁量により継続すること。

（参照：92年指令96号48条）

第125条（再保険へのリスクの譲渡）

第1項 ISVAPは、技術的準備金の確保および支払余力の算定について、共和国内または他の加盟国内に自己の法律上の代表者を持たない、非加盟国内に本店を有する特定の企業に対する再保険に付されている危険の譲渡を認可することはできない。ISVAPの決定は、

もっぱら再保険企業の支払余力に関する評価に基づいてなされなければならない。

(参照：86年法律742号81号)

第126条（イタリア・リラのヨーロッパ通貨単位への換算）

第1項 ISVAPは本政令を適用する場合に、イタリア共和国官報に掲載される措置によって、毎年12月31日の終了時に考慮されるべきECUのリラへの換算を報告する。この換算は、ECUがヨーロッパ連合の全通貨に換算することができる10月の最終日のものとする。

(参照：86年法律742号82条)

第127条（行政罰）

第1項 本政令の規定に違反した場合には、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第114条および第115条に定められた制裁が適用される。前掲条文に定められた罰金の額は10倍となる。

(参照：86年法律742号83条)

第128条（他の適用規定）

第1項 1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業の営業に関する法律の統一法典第67条に定められた規定は、もっぱら本政令第2章および第4章の企業に適用される。

第2項 第1項に示された統一法典第119条および第120条の規定は、本政令第53条で定められている限りにおいて、ISVAPの規定に基づいて行われる供託に関する連絡する。前掲統一法典第121条の規定は、全国保険公社（INA株式会社）には適用されない。

(参照：86年法律742号80条)

第129条（施行期日）

第1項 本政令はイタリア共和国官報に掲載された日の翌日に効力を発する。

付表I 項目

A) 種目の分類

I 一人の生命に関する保険

II 婚姻保険、出生保険

III 投資基金と関連する I 番およびII 番の保険

IV - 1979年3月5日ヨーロッパ経済共同体指令第267号 (n. 79/267/

CEE) 第1条第1号d文の疾病保険

V 本政令第40条のカピタリザシオン事業

VI 死亡、生存または仕事を退職したもしくは縮小した場合の保険金
給付の供給について設立された団体基金の管理業務

B) 付帯保険

A項目 I 番、II 番またはIII 番の保険事業の営業免許を取得した企業
は、関連する契約において、付帯する形式で人の損害保険を引き受け
ることができる。

付表II 契約者への提供情報目録

A) 契約締結前の情報

保険企業に関する情報

a.1. 企業の名称および法形態

a.2. 本店所在加盟国の国名、および場合によっては、契約を締

結する支店所在加盟国の国名

a.6. 保険契約解除の様式

契約に関する情報

a.4. 各種給付および各選択権の定義

a.5.

a.7. 保険契約期間

保険料の払込方法および払込

a.3. 本店の住所、および場合によつては、契約を締結する支店の住所	期間
a.9. 配当の計算および分配方法	a.8. 解約返戻金、払込済価格およびかかる保証の性質の表示
	a.10. 適切な場合、主給付および補足給付の双方について、各給付ごとの保険料に関する情報
	a.11. 変額保険について使用される基準価格（計算ユニット）のリスト
	a.12. 変額保険において、その基礎となる資産の種類の表示
	a.13. 解除権行使の方法
	a.14. 保険契約の種類により適用される課税制度に関する一般的情報
	a.15. 契約における被保険者または保険金受取人による異議の申立に対する検討に関する規則、および異議の申立を検討する機関の存在
	a.16. 当事者間に選択の意思がない場合に、契約にはイタリア法が適用される旨の表示。選択の意思がある場合には、企業が選択することを提案する制定法
	a.17. 当事者間に選択の意思がない場合に、契約にはイタリア法が適用される旨の表示。選択の意思がある場合には、企業が選択することを提案する制定法

い場合に、契約書はイタリア語で作成される旨の表示。選択の意思がある場合には、企業が選択することを提案する言語

a.18. 割引の金額および方法

B) 契約期間中の情報

保険企業に関する情報

b.1. 保険企業の名称、法形態または本店の住所、および場合によつては、契約を締結する支店の住所の変更

契約に関する情報

b.2. 契約または適用法規が修正される場合には、A項目4番から12番までに関するすべての情報

b.3. 配当の状況に関する毎年情報

(その他省略)

〔追 錄〕

政令第174号の適用に際して施行されるべき一般的性質の措置：

商工省：

- －支配株主の誠実性の要件 [第9条第2項d文]
- －認定保有または支配獲得に関する認可の承認、停止および取消の基準 [第114条第1項g文]

ISVAP：

- －機構基金の最低限度額 (第10条第5号)
- －技術的利息の利率 (第23条第1項)
- －技術的準備金の担保：通貨市場および金融市場のその他の証券の明示 [(第26条第2項a文最終文)]
- －技術的準備金担保資産の評価 (第27条第3項)
- －投資の最高限度額 (第29条第2項・第3項)
- －技術的準備金担保資産の一覧表 (第31条第2項)
- －契約および発生した利益の残り半分の期間、および《生命》資本の決定 (第33条第4項)
- －支払余力を証明する一覧表 (第61条第2項)
- －行政上の強制清算手続監督委員会の補完 (第66条第5項)
- －契約者への情報提供 (第109条)
- －1991年1月9日法律第20号の修正 (第114条)
- －イタリア・リラのヨーロッパ通貨単位への換算 (第126条)

ISVAP－1995年6月19日通達第249号－1995年政令第174号第109条の生命保険契約における情報提供義務

1993年12月17日通達第210号によって、当機関は、生命保険契約および再評価可能なカピタリザシオン契約における情報提供および公示に関して現行規定を修正する場合、契約者に提示すべき情報を規定する分野

1995年3月17日政令第174号

の全体的な整備を、1992年指令第96号（92/96/CEE）を国内法化に委ねることとした。

同指令を国内法化した1995年3月17日政令第174号が施行された結果、企業と被保険者との間の関係における最大限の透明化を客観的に実現するため、現行システムを新法規に調和させる系統的な規制を行う必要があると判断される。

まず、従来は、ISVAPの1987年3月26日通達第71号に基づいて、内部の経営に関連する再評価可能な給付に関する個々の保険形態に限定されていた「開示情報リスト」の提供義務を、同政令第109条の規定に基づき、全契約類型に拡大しなければならないと解される。

同第109条は、この他に、情報提供義務を負担する主体の範囲の拡大をもたらしている。実際、イタリア国内に本店を有する企業のみならず、ヨーロッパ連合内に本店を有すると否とにかかわらず、そして、営業所に関する事業活動を営もうとするのか、または役務提供の事由に関する事業活動を営もうとするのかにかかわらず、イタリア共和国内において保険契約上の責任を負担しようとする企業のすべてが、本条を遵守しなければならない。

契約前の情報が契約者に提供される時期に関して、第109条が「契約締結前に」通知することを要求していることを考慮すると、前掲通達第71号においてすでに規定された決定が追認される。開示情報リストは、保険契約者が保険申込書に署名する前に提供されなければならず、提供の事実は、申込書に記載された適切な表示覧に契約者が署名することにより立証されなければならない。

これに関しては、通達第210号によってその表示覧は線で囲まれるという要請に従うものとする。

前掲のような表示にもかかわらず、当機関は契約者が前掲の表示覧に署名しているものの、開示情報リストが提供されていないという苦情を時折聞くことを考慮して、企業に対し、包括的な方法として、保険約

款および申込書等の提供すべき情報の開示を可能にし、その結果、前掲の全書類の交付を確実にする解決策を特別に提示する。

第109条第3項は、この他に、情報は明瞭かつ正確に書面で作成されるものと規定する。これに関して、企業は、表示された技術的内容につき、被保険者の多くがただちに理解できないという説明に対する苦情を回避するために、あらゆる努力を行うことが要求される。同様に、説明書の大きさに関して、個々の情報が読み易い説明書を使用することは、企業が配慮すべき事柄である。したがって、明確に理解できる情報提供は、保険契約の選択における指針機能を十分に果たす。

さらに、開示情報リストは、契約者が別の言語で作成することを要求しない限り、イタリア語で編集されなければならない、ということを確認する。

開示情報リストの編集に関して、提供される保険保証の技術的性格の原則の容易な理解を保証するために、そして、単一保険市場の実現の結果、消費者に提供される契約の違いを比較するためにも、企業が遵守すべき以下の内容に従うことを考慮すべきである。

以下の表示内容は最低限の提供情報であり、契約者に対して提供すべきリストの中に必ず挿入されるべきものであると解されなければならない。

企業に関する情報

a) 社名、法律形態および住所

企業の社名および法律形態、本店が所在する加盟国名、および場合によっては、契約が締結される支店の所在する国名、ならびに本店の住所、および場合によっては支店の住所は、表示されなければならない。

イタリア法において規定されていない法律形態で設立された、外国に本店を有する企業は、前掲の他に、とられている法律形態を簡潔に説明し、かつ、イタリア法において規定される法律形態との類似点を明確に

しなければならない。

契約に関する情報

まず、ヨーロッパ連合の指令が個別契約類型について特別の情報提供を要求している点を考慮すると、企業は各契約に関する特別の提供情報リストを作成する必要性がある、と強調される。

b) 各保証およびオプションの定義

主たる保証、および場合によっては付帯保証に関する、明確かつ総合的な説明がなされなければならない。

さらに、企業は、とりわけ以下に示す給付内容を明確に表示しなければならない：人の生命に関する危険、資産運用の危険、利益配当から派生する利益、危険の中止または制限期間の存在（例：欠除）。

この他に、企業は、契約条件に基づいて行使されるべきオプションを、すべて表示しなければならない。

c) 契約期間

契約者が自己の選択権を行使することのできる期間、または場合によっては、契約で決定される期間の最短および最長限度が明示されなければならない。

d) 保険料支払方法および期間

保険形態に関連した保険料の支払方法が表示されなければならない（年払保険料、1年の分割払保険料、一時払保険料、契約期間を下回る期間に支払われる年払保険料等）。

年払保険料の分割払の場合には、被保険者の責任となる付加的な責務が表示されなければならない。

企業は、この他に、契約者に対し、保険料の徴収に特別な方法が存在

する保険料の特別な支払方法（申し立てられた取立につき、会社名義の受取人しか支払を受けられない小切手、振替貯金口座用紙、振替預金口座の引落等）に注意するように要求しなければならない。

したがって、申込書の署名とともに、保険料の分割払が規定される形態が増加しているので、当機関は、企業に対して、保険料の徴収方法に関連する危険を回避するための考察を行うように要請する。

保険料の払込方法が契約者の当座預金口座からの引落に限定される、銀行を窓口として募集された保険契約に関しては、企業は保険関係の継続を妨げないために、銀行にある当座預金口座を閉鎖した場合に採用すべき保険料の別段の支払方法を明示する必要がある。

e) 主要保証および付帯保証に関する保険料の情報

企業は、保険料については、提供される保証、保険期間および保険金額、被保険者の年齢、ならびに危険の保証については、健康状態および職業に関連して決定される旨を明示しなければならない。後掲のg文に示される例証となる企画書においては、主要保証に充当されるに必要な保険料の部分と、付帯保証に充当される保険料の部分とが、別々に示されなければならない。

明らかに類似した分配は、契約者の署名した保険申込書にもまた記載されなければならない。

再評価可能な保険料を支払う保険契約の場合には、調整の方法が明示され、契約者が保険料の増額を制限するか、または拒否することのできる権限、およびそのことから生じる経済的結果が明示されなければならない。

主要保証および付帯保証に関する保険料が、全契約期間中に「保証」されない保険契約の場合には、保険料の決定に関する原則が明示されなければならない。

f) 割引の程度および方法

法人保険契約者により締結された保険契約の保険料の割引に関して規定した、政令第174号第110条を考慮して、割引が行われるための条件およびその決定方法が明示されなければならない。

g) 利益配当の算定方法および配分方法

外国人労働者の増加した結果、イタリア市場において普及している利益配当付きの保険商品の類型は、実施される利益配当のメカニズムが明確に、かつ時宜を得た形で示されなければならない（部門分離による収益、価格決定、調整、事業費への参加配分により、付保された給付の再評価）。

企業は、利益配当の方法および時期を明確にし、配分参加の強化の保証の有無を明示しなければならない。

提供すべき情報の一覧表に、契約期間中の保険金および保険料の変化を示した、一般的または個人的な企画書が添付されなければならない。

本通達には、企業により機会に応じて修正または補足される、単に参考となるべき企画書の概要（付表1）が添付されている。

この企画書は、投資の最高収益率が税込で10パーセントとなるケースを想定することにより、作成されるものとする。さらに、すべての企業は、たとえば、当該収益について何らかの権限によって規定された控除のように、償還の分担額として、価値の減少をもたらす契約上のすべての要素を考慮しなければならない。

いかなる場合においても、事例を示した企画書はあくまでも予測による展開を示しているということを考慮して、企業は、原文に比べて大きな印刷物形式の申請書によって、示された価値が、ISVAPの示した投資収益のケースに従って決定された、投資上の利益に関連した評価、および企業により特定された別種類の利益の構成要素に関連してなされた評価から導き出されたものであること、ならびに、それゆえに、関連し

た価値は、純粹に方向付けるものであると考えるべきであり、その後、満期の到来した給付額と比較して異なった結果になることもある、ということを明示しなければならない。示された給付額は、インフレの結果を控除しないと明示しなければならない。

とりわけ、保険金の最終金額について企画書の例示指標を指摘するために、前掲の10パーセントの利率に比較して、これを上回る利率および下回る利率の表示から生じる金額もまた表示されなければならない。

前掲の10パーセントの限度額は、ISVAPにより示されたものとは異なる金額まで留まる。この限度額はつねに最大限度額となる。その場合、企業はより慎重な推測値の引受を正当化するすべての要素を考慮しなければならない。

例示した企画書の中には、被保険者に認められた収益率の比較を認める一覧表が挿入されなければならない。それには、（もし利用できるならば）最近の5年間に關して、国債および債権の平均収益率および当該機関に記録されたインフレ率が添付される。

前掲の一覧表を作成するために使われるデータは、本政令に添付された例示企画書の概要の中に含まれる。

保険金が外国通貨で表示される契約の場合には、企業は同様に、前掲の基準に従って作成された保険料および保険金のリラ建ての展開について、その例示企画書を提示しなければならない。この他に、契約期間について予測された保険金の額が、外国通貨による投資の収益性の推測値と為替レートの変化との不可分の関係から生じることを明示する。

この情報はさらに、最近の10年間に關して、公債の平均収益率および通貨が関係する国家の金融市場に關連する為替レートの年間変化率を表示する一覧表で補完されなければならない。このために、最近の関連数値を添付するものとする（付表2）。

h) 契約取消の方法

契約者は、保険料の払込を中断することにより契約を解約する権利を有する。その場合には以下の効果が発生する。年賦の最小要求額を払い込んでいない場合には契約が解約され、払込済みの保険料については権利を失う。年賦の最小要求額を払い込んでいる場合にも契約は解約されるが、契約条件に応じて解約返戻金が支払われる。

この場合、前掲の最小保険料の年賦金額を支払っている保険契約者については保険料の払込が中断されるという可能性が生じる。この場合、減額された給付金額（減額）について満期日まで契約は有効に継続する。

契約者はつねに契約を復活させる権利について情報を提供されうる。

この場合、保険金額の精算申請書の送付方法が示されなければならない。とりわけ、契約者が添付しなければならない書類、および企業が清算のために認められた期間が表示され、さらに契約者をして現行法規に規定された時効期間について注意すべき旨が示されなければならない。

i) 解約返戻金の額および給付金の減少額、ならびに関連する保証の性質の表示

企業は、解約返戻金の額および給付金の減少額が契約上保証されているか否かを、事前に決定しなければならない。とりわけ、この保証がない場合を明確にしなければならない。

前掲g文の例示企画書に、この他に、当該期間に支払われた保険料の額と対比させて、年度毎に解約返戻金の額および給付金の減少額の変化が表示されなければならない。

頁の末尾には、解約および減額の経済的に否定的な効果がある旨が、契約者をして注意することができるよう記載されなければならない。その場合、契約者が払込済保険料を償還することができるのは、保険料の一定の年賦金額が支払われた後である旨が明示されなければならない。

この他に、これらの行動を行う場合に、他の企業または同じ企業との間で変更を伴わない新しい類似契約が同時に締結された場合であっても、

これらの効果が生じる旨もまた明示されなければならない。

1) 変額資金契約において利用される基準値（通貨単位）の一覧表

他のすべての情報の他に、以下が示されなければならない。契約が関連する分担金または基金の一部の单一の総平均値の限定。保険契約で約定された事象が発生した場合に、清算されるべき金額における部分の保険料の変換方式。その場合、被保険者の責任に帰する場合があることを強調しなければならない。企業が負担すべき給付金清算の繰延利益。契約が関連する他の基金への変化に関する条件。

m) 変額保険契約における債務を担保するための資産の性質に関する表示

資産が投資される基金の名称を表示しなければならない。その場合、すべての基金に関して、表示された投資の類型ならびにそれに関する最低限度額および最高限度額が明示されなければならない。

契約者はこの他に、基金を構成する資産の配当に関する特定日における予想金額を示すように要求する権限があることを開示されなければならない。

n) 解除権および申込の撤回権の行使方法

政令第174号付表A項目の種目I, II, III, IVおよびVに含まれる契約に関連して、本政令第111号に基づいて、契約者は契約が締結された旨を通知を受領した時から30日以内に契約を解除することのできる権利を有する旨が、表示されなければならない。このために、この時期が、推定による固有の方式に関連して企業により明確に特定されことが必要とされる。

同時に、政令第174号第112条に基づいて、解除権を明示した契約に関する申込は、民法第1887条の規定に反するが、ただちに取り消すことが

できるということが強調されなければならない。

さらに、解除または申込の撤回が企業に通知される方法が表示されなければならない。

おわりに、企業は申込の撤回または契約の解除通知を受領した時から30日以内に、契約の発行費用を控除する権限の付いた、払込済保険料の償還をする責任があることが明確にされなければならない。ただし、この費用が申込書および契約書の中で特定され、具体化される場合に限る。契約の解除の場合には、この他に、企業が進行中の危険に関連した保険料の相当額を控除することのできる権利の付いた、税込保険料が償還される旨が明示されなければならない。

o) 契約に適用される税務制度に関する一般的表示

保険料に課される租税、税務上の保険料控除ならびに保険金および解約返戻金への課税に関して、情報提供の対象となっている契約の特別な税務上の取扱に関する情報が開示されなければならない。この場合、解約返戻金が契約の締結から最初の5年以内に要求されたか否かによって、取扱が異なってくる。

p) 契約者、被保険者または契約に関する保険金受取人による異議の申立の検討に関する規定、およびそれを検討する担当機関

情報に関する書類には、この他にISVAPが異議の申立を検討する機関であることが明示されなければならない。この場合、当事者により選択された契約に適用される法律は、イタリア法である。

当事者により選択された法律がイタリア法でない場合には、情報に関する書類には、選択された法律に基づいて権限の付与された管轄機関の名称が示されなければならない。

q) 当事者の選択がない場合には、契約に適用される法律はイタリア法

であること、契約書はイタリア語で作成されることの明示。選択がある場合には、企業が選択のために提示した法律および言語の明示

情報に関する書類には、1995年政令第174号第108条に基づいて、契約に適用される法律はイタリア法であること、そして当事者が別の法律を選択することのできる権限があること、その場合には、その法律がイタリア法に優先することが明示されなければならない。

r) 保険料に関する責任の説明

当機関の考えによると、その構造が多くの技術的要素から構成されている生命保険商品の総体は（危険という構成要素、料率の負担、返還の分担額、償還される部門分離経営による収益の決定に適用される方法論、保険金の再評価に適用される方法論等）、契約者に対して、満期における予想給付額を表示することにより、事業全体の結果を表示することが望ましい。このような決定は、すでにISVAP通達第71号および第210号において示されているが、実際上、保険関係の全体の評価を認め、競業企業により支給される類似の保険商品との正当な比較を認める。

契約者につき、満期においてより明確な給付額を認めるために、例示企画書の中に、当該企画書が個人のものであること、または保険料、保険期間もしくはその他の要素に関連して生じる別々の結果に関し、仲介者に説明を要求することのできる権利が明示されなければならない。

前述したことは、しかしながら、資金運用の重要な構成要素により性格付けられる商品に関する評価のその他の要素を被保険者が所有することを認めるために、充填量すなわち契約獲得、保険料取立および事業の経営管理の責務を果たすために契約に付加される経費に対応するために、企業により控除される適切な全保険料の量を示すよう、被保険者が仲介者に要求する権限が規定されなければならない、ということであると考えられる。

保険契約の申込の際に、仲介者は契約者の要求に応じて、企画書の数

値に代えて、通知される充填値を適切な位置に記載しなければならない。

この限りにおいて、自己の販売網が明確に契約者の要求を受け入れるために、適切な手段を用意するのは企業の責任である。

保険料を支払うことにより契約が約定の満期に到達した場合に、異なる充填額を示す料率に関する特殊な組立があった場合には、それに関する情報は、明確な文言で契約者に通知されなければならない。その場合、示された充填額はその状況に合致する旨が明らかにされる。

そして、「費用」を明示しなかったり不正確に明示した場合には、契約締結前の情報提示義務の違反に関する条件が充足される。その場合には、後ほど明確にされなければならない。

契約が進行中の情報

情報に関する書類の中に、前掲a文に関する変化および契約または法律内容が変更される場合には、b文、c文、d文、e文、g文、h文、i文、l文、m文に関する変化について、企業は契約者に対して、文書でかつ定期的に通知すべき責任のあることが明示される。

保有契約が包括移転される場合には、譲受企業の名称および住所ならびに契約が委ねられる仲介者に関する情報、そして1995年政令第174号の規定に基づいて締結された場合には、契約者の契約解除権に関する特別な情報が、譲受企業から契約者に対して通知されなければならない。

実行された契約の類型の如何を問わず、利益配当付きの保険商品の場合には、企業は、さらに情報に関する書類の中に、保険金額の到達した金額を毎年契約者に通知する義務のある旨を記載しなければならない。

この通知は、前掲通達第71号に示されているように、年度に関連した保険料の領収書を交付する際に行われなければならない。一時払保険料の契約の場合には、これは適切な年次通知の対象となる。

当機関に送付される膨大な報告書から、しばしば保険契約中に解約権が規定されているが、実際上、契約者は自己の関連する金額の正確な額

を知る状況ではなく、この目的に必要な要素を入手できない、ということが判明する。さらに、販売網はつねに解約返戻金の額を決定する状況なく、また企業に対して直接的に要求があったとしても、それに関する検証がなされていない、ということである。

その限りにおいて、企業は要求された情報を提供する責任があることを説明する必要がある。その場合、丁寧にかつ30日以内に検討結果を知らせる担当部署を明示する。

本通達は法人契約者との契約についても適用される。ただし、以下の文に示された場合にはこの限りではない。g文とi文：保険金および解約返戻金の増加および減少に関する予想値を示す必要があると認識されない場合。しかし、前掲の価値の決定に必要な基準を表示する義務は有効である。f文：前掲政令第174号第110条が、法人契約者が締結した保険契約についてのみ割引を承認している時から、情報は法人契約者との保険契約に関連しない。

被保険者から当機関に提出された報告書を検討した結果、仲介者から契約締結前行われる説明は、明確さと透明さという主たる義務をつねに充足しているわけではないことが判明した。実際、いかなる場合においても、口頭の場合も含めた情報提供は不完全であり客観的ではなく、その結果、契約者に誤解を生じさせている。

当機関はその限りにおいて、企業に対して販売網の事業活動に関する包括的な監督を要請する場合に、仲介者が専門的な説明をするにあたり、専門家としての清廉さの原則を十分に遵守する旨を理解させるようにする必要があると考える。

その他に予測されるものとして、契約者が自分の要求に合致した保険商品を選択する場合に、契約者を補助するために、仲介者は完全な保障に関連するモチーフを十分なことばで説明し、別の保険契約の完全な内容を示すことができる、ということがある。

このために、情報に関する書類を補完する保険申込人を納得させるに

十分な書類を企業が事前に準備することは、有益であると考える。

企業に注意を喚起する必要のあるきわめてデリケートな側面は、企業または仲介者が契約締結前およびその後に、政令第174号および本通達に明示された情報を提供しなかった場合に関連する。

前掲のような契約締結前の情報提供について、民法第1337条は当事者に対し、交渉の段階および契約締結の場合に善意で行動すべき旨を規定している。

契約締結前の義務の中に、契約の相手方に対して作成中の契約から生じる義務に関するすべての情報を提供すべき義務が含まれると解されるので、この義務違反は契約締結前の責任を発生させる。その結果、民法第1228条に基づいて代理人が契約の締結に従事した場合には、その責任はその者を使用した企業に及ぶものと解されなければならない。

しかし、情報提供義務が確認された場合には、当機関は違反した企業および／または仲介者の責任で行われるすべての適切な手段を講じさせる権利を有する。その場合、1995年政令第174号第127条の効果に対する制裁手続きの通告が含まれる。

企業は1995年12月31日までに、本通達の規定に準拠した情報に関する書類を作成しなければならない。情報提供書類を新規定に合致させていることを評価する目的で規定を最初に適用する場合には、準備された印刷物はその発行から30日以内に当機関に送付されるものとする。

前掲の期間まで、ISVAP通達第71号の料率形態に限定して、実際に準備された印刷物を使用することが認められる。その場合、前掲政令に規定された最低内容考慮するために、必要に応じて適切に補完される。

イタリア市場において販売されている全保険種目に関して、企業は1995年12月3日までに、1995年政令第174号の最低表示要件に準拠した総合的な書面を採用することができる。

年政令第174号第114条で修正された同法第5条を実行するための1991年2月21日通達第150号の補完および修正

当機関は1991年1月9日法律第20号第4条、第6条および保有の獲得の届出義務の履行に関する第5条の解釈方法に関して、1991年2月21日通達第150号により、保険企業に対して指示および基本的な注意点を提供した。同法は第2章において、とりわけ保険企業の支配による保有に関する規定を定めていた。

「元受生命保険事業に関する1996年指令第92号の実施」をもたらした1995年3月17日政令第174号第114条第1項a文が施行されたゆえに、前掲1991年1月9日法律第20号第5条が代替補完されたゆえに、当機関は新規定第5条の適用方法に関する新しい規定を交付し、1991年2月21日通達第150号に含まれる第4条に関する規定を補完することが適切であると考える。

1. 第4条－支配による保有

保険事業を営んでいない企業による支配による保有の獲得を禁止した通達第150号に示された一般的性格の原則が有効であるので、当機関は、直接的および間接的に支配されている会社を介して行われる支配による保有の獲得についてもまた、当該禁止が妥当すると解する。

2. 第5条－保有獲得の届出義務

2.1 第1項に関する規定

第5条第1項に基づいて保険企業および非加盟国内に本店を有する企業の代理人は、保有獲得契約の締結日から30日以内に、他の会社について直接的に－または信託会社もしくは第三者を介して－および／または間接的に保有を獲得した旨を届け出なければならない。ただし、保有獲得が単独でまたは他の会社と共同して、そもそも直接的または間接的に支配されている会社を介して、保有した会社を支配する場合に限

る。

2.1.1 支配権の地位を評価するためには、定期総会における議決権および質権または用益権の資格で所有される権利を有する株式または持分のみが考慮される。後者において、担保権者が自己の裁量で議決権を行使する場合には、株式に帰属する議決権または預託権が差押権者または用益権者に帰属する場合とする。

2.1.2 1992年1月27日政令第90号第7条で修正された1991年法律第20号第10条第2項で規定されているように、支配権の地位が労働組合の同意の結果獲得された場合には、保有獲得は同意のあった日から30日以内に当該組合に通知されなければならない。その場合、1992年10月20日付けの当機関の通達に示されている事項について、当該企業は注意を払わなければならない。

2.1.3 支配権の保有の存在を評価するためには、自由資産の処分を伴って獲得された株式または持分、および技術的準備金を担保するための株式または持分が考慮されなければならない。

2.1.4 すでに届け出られた支配権の保有の増加は報告される必要はない。ただし、変化の結果、保険企業により直接的に所有されている保有が同法第5条第2項で定められた限度額を超える場合は、この限りではない。

2.1.5 保険会社に依拠する企業は、支配保有の引受が保険事業の持株会社によりなされた場合には、支配保有の引受に関して独自に届け出る義務を免れる。

この場合、支配グループに属する持株会社と被支配会社の中間に位置

する保険会社のすべてが、届出の表Eの中に署名しなければならない。

2.2 第2項に関する規定

支配保有が単独で、または直接的に所有される他の保有と合計して、保険企業の資本の5パーセント、または利益配当と同様に被保有会社の資本の5パーセントを超える場合には、第5条第2項に基づいて自由資産を使用する保険企業により直接的に実行された、他の会社への保有獲得が届け出られなければならない。

2.2.1 前掲の制限を充足するために、投資の危険度の評価が株式所持の程度を考慮する場合には、企業は当該会社において所有されている議決権のない株式または持分をもまた考慮しなければならない。その場合、技術的準備金の担保に向けられた株式または持分を含む。

2.2.2 保険企業の資本金の5パーセントを上回る保有を届け出るにあたっては、1991年2月21日通達第150号に既述されている補完を行うにあたり、ヨーロッパ連合の非加盟国内に本店を有する企業の代理人については、資本金の代わりに設立基金が示されなければならない。

さらに、有限責任協同組合の場合には、資本金は取引日に関連していなければならない。

2.2.3 保有された会社の資本に関連する割合を計算するためには、獲得された株式数は、設立決議およびその後の修正から生じる保有された会社の払込資本を構成する株式を含んだ総数で表されなければならない。

2.2.4 自由資産については、イタリアおよび外国の保有契約の直接的および間接的取引の技術的準備金の担保に使用されない資産の部分を

意図しなければならないので、間接的な取引および外国での取引の技術的準備金の担保に向けられた保有における投資は、当機関の権限に基づく検査により明らかにされ、利用されなければならないことについて、企業に注意するよう要請する。

2.2.5 保有の増加額を含む総額が、当初の届出義務を決定した制限額を新たに上回った場合には、企業は最後の取引日から30日以内に、すでに届け出られた保有の増額に関して届け出なければならない。

変化の結果、所有されている全体の保有額が第5条第2項に定められた宣言額のどちらかを上回る場合には、つねに届け出られなければならない。

前掲の制限を上回っていることを考慮にいれなければ、企業が保有された会社の支配権を獲得した場合には、増額は第5条第1項に基づいて増額が届け出られなければならない。

2.2.6 1991年2月21日通達第150号に基づいて届け出られた保有増額の届出義務を決定するために、前掲1995年3月17日政令第174号に含まれる規定の施行日である1995年5月19日に所有されている保有が考慮されなければならない。

2.3 第1項および第2項に共通規定

2.3.1 第5条第4項に基づいて、保険事業を営んでいるイタリアの会社に対する保有獲得は、届出義務から排除される。というのは、この行為については、前掲1991年1月9日法律第20号第9条の規定が適用されるからである。

したがって、外国保険企業の資本の保有獲得は、前掲の保有獲得に関する届出義務の中に含まれる。

2.3.2 届出に関する30日の期間内に保有額が通知すべき限度額を下回った場合についてもまた、保有獲得に関する届出義務が妥当する。

2.3.3 すでに届け出られている保有の減少は、届出の対象とはならない。

2.3.4 証券取引所における期限付きの売買取引の届出期間は、依頼の執行日から開始するのであり、取引所の暦年で定められた清算日から開始するのではない。これに対して、選択取引の場合には、購入者がその選択権行使した日から開始する。一般的には、割増引受優先権付きのすべての証券の場合には、保有はその権限行使したときに獲得されたものと解される。

2.3.5 保有された会社の増資に關与した旨の届出は、新株の引受け日から30日以内に行われなければならない。

2.4 届出の方式

届出義務は、-1991年2月21日通達第150号に添付されたひな型に代替する一本通達に添付されたひな型を送付することで履行されたものとみなされる。それは、本通達の一部を構成する編集に関する調査に準ずる。

会社の法的代理人が署名しなければならない届出は、ISVAPに書留郵便で送付された日、または直接持参された日にその効力を生ずるものとする。

1991年1月9日法律第20号第5条所定の届出の遅延、不完全、間違いおよび解怠については、1995年3月17日政令第174号第114条第1項h文で修正された第16条所定の制裁があることについて、企業が注意を払うように要請する。

1995年3月17日政令第174号

ISVAP－1995年7月3日通達第251号－1991年1月9日法律第20号－

「元受生命保険事業に関する1996年指令第92号の実施」をもたらした
1995年3月17日政令第174号第114条b文, c文, d文, e文, f文,
g文, h文が施行されたゆえに, 1991年法律第20号第9条, 第10条,
第11条および第16条が修正されたゆえに行われる1992年10月20日通達
第185号の補完。1995年5月18日第114号。

「元受生命保険事業に関する1996年指令第92号の実施」をもたらした
1995年3月17日政令第174号第114条b文, c文, d文, e文, f文, g
文, h文が施行されたゆえに, 1991年法律第20号第9条, 第10条, 第11
条および第16条が修正された結果, 当機関は必要な説明を行うことが適
切であると解する。

保険企業は, 連続して伝えられる指示および説明について, 対象となる
規定の通知および認可に利害関係を有する主体に対して, 本通達を十
分に知らしめる準備を行うべきである。

1991年法律第20号第9条－保険企業の資本保有の届出

義務の主体, 届出日に関する割合の算定方法, 当該期間の始期, およ
び他の届出方式に関する1992年通達第185号に示された指示が有効であ
るので, 前掲1995年3月17日政令第174号は, 保険企業の資本の保有の
届出は, 保有された保険企業の資本の5パーセント（2パーセント以上
ではない）の限度額を超えた場合に行われなければならないと規定して
いるとするのが適切である。

同政令は, この他に, その後の増加および減少という保有の変化は,
5パーセントを超える場合（1パーセントを超える変化ではない）に,
届け出られなければならないと規定し, さらに, この届出は従前から規
定されていた50日以内ではなく, 30日以内に行われなければならないと
規定している。

前掲1995年政令第174号に規定された修正を考慮して, 3/Aと名付

けられた新しい通知のひな型が商工大臣により認可されるまでは、関係者は、1993年8月3日付けの商工大臣令（1993年8月24日官報第168号およびその後の修正）で認可されたひな型2／Aを使用して届け出なければならない。

さらに、会社をして、保険企業の支配をもたらす額における保有の取得、署名、変化を行う意図を、5パーセントの限度にかかわりなく、ISVAPに対して事前に届けるべき義務を規定している前掲1995年政令第174号第114条により修正された、1991年法律第20号第9条第1項最終文の届出義務を迅速に履行するための方針を決めさせるように促す。

第10条－保険企業の資本の支配保有および認定保有の獲得の認可

保険企業の支配保有の獲得に関する状況および認可の方式に言及した前掲通達第185条の内容は有効であるので、前掲1995年政令第174号は、支配権の獲得に関して規定された認可に関する義務を、直接にまたは被支配会社、信託会社または第三者を介するか否を問わず実行された認定保有の獲得に拡張するものと解される。第10条第1項の規定によれば、この義務は、認定保有が取引の直接の対象となる場合、および認定保有の所有主体の支配権の獲得により認定保有が生じる場合に存在する。

認可はつねに事前の性質を持つことを考慮すれば、調査の遂行に必要な技術的期間に関連して修正された第10条に関する限り、譲渡および獲得のすべての計画に関して、ISVAPに対し適宜にあった報告を行うべき時期が注目される。

前掲1992年通達第185号で公表された規定に関する限り、支配保有および認定保有が言及されなければならない。認可義務の対象は、検討対象の保有を直接的に取得しようとする者の他に、保有を支配しようとする者である。複数の主体がつながることにより一連の保有が生じている場合には、株主および連鎖の中に取り込まれている主体は、認可を申請する義務を負わない。

1995年3月17日政令第174号

しかし、間接的な支配者の地位を評価する目的において、ISVAPがこのような主体に対して、書類および証書の提出を要求する権限は有効である。

一連の保有の頂点にある主体が交替しないで、直接保有権がグループ内で移転する場合には、グループの活動は認可義務の対象とはならない。ただし、1991年法律第20号第9条に関連する場合はこの限りではない。

1995年政令第174号で導入された1991年法律第20号第10条第2項の2に基づいて、認定保有とは次のように解される。「直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは第三者を介し、保険企業の資本または議決権の10パーセント保有すること。さらに、前掲の限度額を下回るが、被所有会社との間の特別な合意に基づき、この会社に対して支配的ではないが、重要な影響を及ぼす可能性を有する場合も、認定保有に含まれる」。

この他に、1991年法律第20号第10条第4項に関する修正に基づいて、認可を正当化した条件が失われた場合には、30日以内に（50日以内ではない）ISVAPに届け出られなければならない。

前掲1995年3月17日政令第174号第121条第1項に規定されているように、1991年法律第20号第11条第5項に規定された命令が商工省により施行されるまでは、保険企業の資本に対する認定保有または支配保有の獲得に関するISVAPによる認可、中断および取消については、1991年7月10日省令（1991年7月11日官報）に規定された基準が引き続き適用される。

おわりに、1991年法律第20号第9条および第10条所定の届出の遅延、不完全、間違いおよび解怠については、1991年法律第20号修正第16条所定の制裁があることについて、注意を払うように喚起する。

（1996年9月30日 脱稿）